

林 野 庁 長 官 通 知
平成 28 年 1 月 20 日付け 27 林整計第 238 号
最終改正：令和 6 年 12 月 17 日付け 6 林整計第 416 号

第 1 趣旨

合板・製材・集成材国際競争力強化・花粉削減総合対策の実施については、合板・製材・集成材国際競争力強化・花粉削減総合対策交付金交付等要綱（平成 28 年 1 月 20 日付け 27 林整計第 232 号農林水産事務次官依命通知。以下「交付要綱」という。）及び合板・製材・集成材国際競争力強化・花粉削減総合対策実施要領（平成 28 年 1 月 20 日付け 27 林整計第 237 号林野庁長官通知。以下「要領」という。）によるほか、本通知によるものとする。

第 2 事業種目別基準等

- 1 交付要綱の別表に定める合板・製材・集成材国際競争力強化・花粉削減総合対策交付金事業（以下「交付金事業」という。）の事業内容ごとの基準については、別表 1 及び別表 2 のとおりとする。
- 2 前項に規定する基準のほか、交付要綱別表の区分の欄Ⅰの事業内容の欄 2 の（1）の④及び区分の欄Ⅱの事業内容の欄 1 の（4）の事業を実施する都道府県及び市町村以外の事業実施主体は、G F P（農林水産物・食品輸出プロジェクト）に登録するものとし、当該事業で整備した施設で生産される木材製品の輸出に取り組むものとする。
また、交付要綱別表の区分の欄Ⅰの事業内容の欄 2 の（1）の①～③及び区分の欄Ⅱの事業内容の欄 1 の（1）～（3）の事業を実施する事業実施主体については、G F P への登録に努め、当該事業で整備した施設で生産される木材製品の輸出に向けた検討を行うものとする。
- 3 第 1 項に規定する基準のほか、交付要綱別表に掲げる事業を実施する都道府県及び市町村以外の事業実施主体は、「農林水産業・食品産業の作業安全のための規範（個別規範：林業）（【事業者向け】又は【事業者団体向け】）」（令和 3 年 2 月 26 日付け 2 林政経第 458 号林野庁長官通知）又は「農林水産業・食品産業の作業安全のための規範（個別規範：木材産業）（【事業者向け】又は【事業者団体向け】）」（令和 3 年 2 月 26 日付け 2 林政経第 168 号林野庁長官通知）を踏まえて作業安全に関する取組を行うものとし、「農林水産業・食品産業の作業安全のための規範（個別規範：【林業】又は【木材産業】）（【事業者向け】又は【事業者団体向け】）チェックシート」を記入の上、交付金の申請に当たり、都道府県等へ提出するものとする。ただし、過去 1 年以内に他の事業においてチェックシートを提出している場合は、その写しの提出をもって、これに代えることができる。
- 4 事業実施主体は、別表 3－1 の「環境負荷低減チェックシート（林業事業者等向け）」又は別表 3－2 の「環境負荷低減チェックシート（その他民間事業者・自治体等向け）」を記入の上、交付金の申請に当たり、都道府県等へ提出するものとする。

第 3 体質強化・花粉削減計画等

- 1 都道府県知事は、体質強化・花粉削減計画を作成するに当たっては、要領第 3 に定めるもののほか、次によるものとする。
複数の都道府県にまたがる計画を作成する場合、代表する都道府県知事は、関係

都道府県知事から提出を受けた原木安定供給計画等に基づき、体質強化・花粉削減計画を取りまとめることとする。

- (1) 体質強化・花粉削減計画の対象とする木材加工流通施設は、体質強化・花粉削減計画において生産性等目標を設定し体質強化・花粉削減を図る施設及び水平連携する施設であって、原木安定供給計画参画事業主体との協定の締結又はこれに準ずる手法により原木等の供給を受ける施設等に限るものとし、施設の具体的な考え方は以下のとおりとする。

ア 大規模・高効率化を図る木材加工流通施設

生産の大規模・高効率化を図る木材加工流通施設として体質強化・花粉削減計画の対象とする施設は、中核的な規模の施設（以下「中核施設」という。）、中核施設と水平連携を行う中小規模の木材加工流通施設、複数の中小規模の木材加工流通施設で水平連携を行う施設及びこれに準ずるものとして都道府県知事が認める施設に限るものとし、具体的には以下のとおりとする。

なお、令和3年の木材不足・価格高騰への令和3年度限りの緊急的な対応として、製品供給のボトルネックとなっている乾燥施設、横架材・羽柄材等の不足感の強い部材の生産設備等（以下「供給力増大施設」という。）の整備を支援する。

- (ア) 生産の大規模・高効率化を図る木材加工流通施設は、交付要綱別表の区分の欄Ⅰの事業内容の欄2の(1)の①及び区分の欄Ⅱの事業内容の欄1の(1)に係る事業により整備する施設（先行的に整備するストックヤードを含む。）又は木材加工設備等を平成26年4月1日以降（新たに体質強化・花粉削減計画に位置づける場合にあつては、当該年度の2年前の年度の4月1日以降）に新設、増設又は改良した施設とする。

- (イ) 中核施設は、年間の原木処理量等が概ね10,000 m³以上の規模の施設とする。

- (ウ) 水平連携とは、中核施設と中小規模の施設の連携により、又は複数の中小規模の施設の連携により、まとまった規模・規格の木材製品の生産及び原木の需要に対応することをいう。なお、中小規模の施設は、年間の原木処理量等が概ね10,000 m³未満の規模の施設とする。

イ 低コスト化を図る木材加工流通施設

生産の低コスト化を図る木材加工流通施設として体質強化・花粉削減計画の対象とする施設は、施設の規模に関わらず、交付要綱別表の区分の欄Ⅰの事業内容の欄2の(1)の②及び区分の欄Ⅱの事業内容の欄1の(2)の事業により整備する施設又は新たに体質強化・花粉削減計画に位置づける日の属する年度の前々年度に属する4月1日以降に、木材加工設備等を新設、増設又は改良した施設とする。

ウ 品目転換を図る木材加工流通施設

競争力のある品目への転換を図る木材加工流通施設として体質強化・花粉削減計画の対象とする施設は、施設の規模に関わらず、交付要綱別表の区分の欄Ⅰの事業内容の欄2の(1)の③及び区分の欄Ⅱの事業内容の欄1の(3)の事業により整備する施設又は新たに体質強化・花粉削減計画に位置づける日の属する年度の前々年度に属する4月1日以降に、木材加工設備等を新設、増設又は改良した施設とする。

エ 輸出促進に向けた高付加価値化を図る木材加工流通施設

木材製品の高付加価値化により輸出促進を図る木材加工流通施設として体質強化・花粉削減計画の対象とする施設は、交付要綱別表の区分の欄Ⅰの事業内容の欄2の(1)の④及び区分の欄Ⅱの事業内容の欄1の(4)の事業により整備する施設、令和元年度木材製品等の輸出促進対策のうち高度加工処理施設整備交付金事業で整備した施設及び新たに体質強化・花粉削減計画に位置づける日の属す

る年度の前々年度に属する4月1日以降に、木材加工設備等を新設、増設又は改良した施設とする。

オ 木材製品の供給力強化を図る木材加工流通施設

木材製品の供給力強化を図る木材加工流通施設として、体質強化・花粉対策計画の対象とする施設は、交付要綱別表の区分の欄Ⅰの事業内容の欄2の(1)の⑤及び区分の欄Ⅱの事業内容の欄1の(5)の事業により整備する施設とする。

カ JAS構造用製材の供給力強化を図る木材加工流通施設

JAS構造用製材の供給力強化を図る木材加工流通施設として、体質強化・花粉対策計画の対象とする施設は、交付要綱別表の区分の欄Ⅰの事業内容の欄2の(1)の⑥及び区分の欄Ⅱの事業内容の欄1の(6)の事業により整備する施設とする。

キ スtock強化を図る施設

Stock強化を図る施設として、体質強化・花粉対策計画の対象とする施設は、交付要綱別表の区分の欄Ⅱの事業内容の欄1の(7)の事業により整備する施設とする。

(2) 要領第3の1の(2)に定める体質強化・花粉削減計画の目標指標については、要領別表3の指標のガイドラインを踏まえて設定する。

ア 大規模・高効率化を図る木材加工流通施設

新設の場合にあっては、1日当たりの木材(原木)処理量が、公的機関等の統計資料から算出した全国平均値より2割以上多いこと、新設以外の場合にあっては、1日当たりの木材(原木)処理量の現状値に対する目標値の増加率が2割以上であることとする。

加えて、供給力増大施設を除き、整備した施設で生産される木材製品の出荷額の原木入荷額に対する付加価値率が同一業種の公的機関等の統計資料から算出した全国平均値を上回ることとする。

ただし、上記の指標を定めることが適切でないと判断される場合については、その理由を付記して適切に指標を設定すること。

また、花粉削減事業(交付要綱別表の区分の欄Ⅱの事業をいう。以下同じ。)については、以上に加え、木材利用量の現状値に対する目標値の増加量のうちスギ等の占める割合が5割以上であることとする。

イ 低コスト化を図る木材加工流通施設

新設の場合にあっては、1人又は1時間当たりの労働生産性(物的生産性)が、公的機関等の統計資料から算出した同一業種の全国平均値を上回ること。新設以外の場合にあっては、1人又は1時間当たりの労働生産性(物的生産性)の現状値に対する目標値の増加率が、公的機関等の統計資料により算出した同一業種の平均増加率を上回ることとする。

加えて、整備した施設で生産される木材製品の出荷額の原木入荷額に対する付加価値率が同一業種の公的機関等の統計資料から算出した全国平均値を上回ることとする。

ただし、上記の指標を定めることが適切でないと判断される場合については、その理由を付記して適切に指標を設定すること。

また、花粉削減事業については、以上に加え、木材利用量の目標値のうちスギ等の占める割合が5割以上であることとする。

ウ 品目転換を図る木材加工流通施設

新設の場合にあっては、1人又は1時間当たりの労働生産性(付加価値生産性)が、公的機関等の統計資料から算出した同一業種の全国平均値を上回ること。新設以外の場合にあっては、1人又は1時間当たりの労働生産性(付加価値生産性)

の現状値に対する目標値の増加率が、公的機関等の統計資料により算出した同一業種の平均増加率を上回ることとする。

加えて、整備した施設で生産される木材製品の出荷額の原木入荷額に対する付加価値率が同一業種の公的機関等の統計資料から算出した全国平均値を上回ることとする。

ただし、上記の指標を定めることが適切でないと判断される場合については、その理由を付記して適切に指標を設定すること。

また、花粉削減事業については、以上に加え、木材利用量の目標値のうちスギ等の占める割合が5割以上であることとする。

エ 輸出促進に向けた高付加価値化を図る木材加工流通施設

新設の場合にあつては、整備した施設で生産される木材製品の出荷額の原木入荷額に対する付加価値率が公的機関等の統計資料から算出した同一業種の全国平均値を上回ることとする。新設以外の場合にあつては、整備した施設で付加価値率の現状値に対する目標値の増加率が2割以上であることとする。

また、花粉削減事業については、以上に加え、木材利用量の現状値に対する目標値の増加量のうちスギ等の占める割合が5割以上であることとする。

ただし、木材利用量の現状値に対する目標値が2割以上増加しない場合には、木材利用量の目標値のうちスギ等の占める割合が5割以上とすることができることとする。

オ 木材製品の供給力強化を図る木材加工流通施設

新設の場合にあつては、整備した施設で生産される木材製品の生産量が1年間当たり10,000 m³を上回ることとする。新設以外の場合にあつては、1年間当たりの木材製品生産量の現状値に対する目標値の増加率が2割以上であることとする。

また、花粉削減事業については、以上に加え、木材利用量の現状値に対する目標値の増加量のうちスギ等の占める割合が5割以上であることとする。

カ J A S 構造用製材の供給力強化を図る木材加工流通施設

新設の場合にあつては、J A S 構造用製材の格付率が3割以上であることとする。新設以外の場合にあつては、J A S 構造用製材の格付率が3割以上又はJ A S 構造用製材の出荷量若しくは入荷量の現状値に対する目標値の増加率が2割以上であることとする。

また、花粉削減事業については、以上に加え、J A S 構造用製材に関する木材利用量の現状値に対する目標値の増加量のうちスギ等の占める割合が5割以上であることとする。

キ ストック強化を図る施設

当該施設の在庫可能量の現状値に対する目標値の増加率が2割以上であることとする。

また、在庫量の現状値に対する目標値の増加量のうちスギ等の占める割合が5割以上であることとする。

(3) 体質強化・花粉削減計画に添付する国際競争力強化計画、再編計画、輸出促進計画、供給力増大計画、木材製品供給力強化計画又はJ A S 構造用製材供給力強化計画の作成に当たっては、次の事項に留意するものとする。

ア 日E U ・ E P A の発効を見据えて、体質強化・花粉削減計画を作成する都道府県内を基本とした木材産業関連事業者が連携して取り組む木材産業の体質強化・花粉削減の内容を国際競争力強化計画又は再編計画により取りまとめ、体質強化・花粉削減計画に添付するものとする。

イ 国際競争力強化計画の対象となる木材加工流通施設は、性能の高い機械への入

替え等により、生産性等向上を図る施設とし、川上との連携による木材調達コストの低減を図るため、当該施設からおおむね 50km の範囲内で活動する原木安定供給計画参画事業実施主体との間で木材安定取引協定の締結を行うものとする。

ウ 再編計画の対象となる木材加工流通施設は、工場間の連携等により、最終製品から半製品の生産へ転換を図る施設、性能の高い機械への入替えを図る施設、競争力のある品目への生産転換を図る施設等、地域の木材産業の再編に資するものとする。

エ 輸出促進計画の対象となる木材加工流通施設は、整備した施設で生産される木材製品の輸出に取り組むものとする。

オ 供給力増大計画の対象となる供給力増大施設は、大規模・高効率化を図る木材加工流通施設のうち、令和 3 年の木材不足・価格高騰への令和 3 年度限りの緊急的な対応として、製品供給のボトルネックとなっている乾燥施設、横架材・羽柄材等の不足感の強い部材の生産整備等、製品供給力の増大に資する施設とする。

カ 木材製品供給力強化計画の対象となる木材加工流通施設は、木材製品の供給力を強化する施設等とし、既存設備の機能向上を含めることができるものとする。

キ J A S 構造用製材供給力強化計画の対象となる木材加工流通施設は、J A S 構造用製材の供給力の強化を図る施設とする。

(4) 体質強化・花粉削減計画に添付する原木安定供給計画の作成に当たっては、次の事項に留意するものとする。

ア 原木安定供給計画に記載する原木安定供給計画参画事業実施主体は、計画策定段階において、(1)に掲げる施設と協定等を締結するなどの手法により直接的に原木を供給する事業体又は協業体及びそれらと連携して当該事業を実施する事業体、並びに原木市場等を介してこれに準ずる方法により原木等を供給するもの又はこれらに準ずるものとして都道府県知事が認める事業体又は協業体等に限るものとする。また、都道府県知事は、原木安定供給計画の着実な実施を図るため、参画事業実施主体による協定等の履行状況を把握し、適時適切な指導・助言を行わなければならないものとする。

イ 路網整備・機能強化のうち、林業専用道（規格相当）整備及び森林作業道整備を計画する場合にあっては、「路網整備に係る生産基盤強化区域の設定について」（平成 30 年 2 月 1 日付け 29 林整整第 713 号林野庁長官通知）に規定する生産基盤強化区域内で整備する路網に限るものとする。

ウ 日 E U ・ E P A 対策として整備される施設及びこれらの施設と木材安定取引協定等を締結する施設からおおむね 50km の範囲内においては、土場等と一体的に整備する林業専用道（規格相当）（施設一体型）を計画できるものとする。この場合、当該施設からおおむね 50km の範囲内にいることが分かる図面を添付するものとする。

(5) 体質強化・花粉削減計画に添付する特用林産物省エネルギー化施設等整備計画の作成に当たっては、次の事項に留意するものとする。

ア 特用林産物省エネルギー化施設等整備計画の対象となる特用林産物省エネルギー化施設等は、燃油高騰等の影響を受けにくい経営構造への転換を図るため、省エネルギー化やコスト低減等に資する施設等とする。

イ 原木の生産基盤整備・低コスト安定供給対策のうち「里山林の整備」の原木生産目標、事業実施主体及び供給先施設については、本計画に位置付けることとする。

(6) 体質強化・花粉削減計画に添付する木質バイオマスエネルギー転換促進計画（以下、「転換促進計画」という。）の作成に当たっては、次の事項に留意するものとする。

- ア 転換促進計画の対象とする木質バイオマスエネルギー転換促進施設は、一般的に燃料材としてのみ利用される間伐材・林地残材等の木質バイオマスエネルギーとしての利用拡大を図る施設等であって、森林資源を持続的に活用しつつ将来的に森林所有者や林業事業体を含めた地域の収益力の強化等を通してグリーン社会の実現に貢献する生産・加工流通施設等及びこれに準ずるものとして都道府県知事が認める施設等に限るものとする。
- イ 原木の低コスト生産基盤整備・安定供給対策のうち「里山林の整備」の原木生産目標、事業実施主体及び供給先施設については、本計画に位置付けることとする。
- (7) 体質強化・花粉削減計画に添付する花粉の少ない森林への転換促進計画（以下「花粉削減計画」という。）の作成に当たっては、次の事項に留意するものとする。
- ア 花粉削減計画に記載するスギ人工林伐採重点区域については、「スギ花粉発生源対策推進方針」（平成 13 年 6 月 19 日付け 13 林整保第 31 号林野庁長官通知）に基づき都道府県が設定するスギ人工林伐採重点区域（以下「スギ人工林伐採重点区域」という。）であって、当該計画により花粉の少ない森林への転換促進を図る区域とする。
- イ 花粉削減計画に係る路網整備・機能強化については、生産基盤強化区域内であって、スギ人工林伐採重点区域内の人工造林等に必要な路網に限るものとする。
- ウ 花粉削減計画の対象となる木材加工流通施設は、スギ材の需要拡大に取り組み、花粉の少ない森林への転換促進に資する施設とする。
- (8) 体質強化・花粉削減計画の計画期間の上限は、原則 10 年とする。
- 2 要領第 6 の 7 に定める事前評価及び事後評価の取扱いについては、「森林整備加速化・林業再生基金事業の事業評価実施要領」（平成 21 年 5 月 29 日付け 21 林整計第 88 号林野庁長官通知）を準用するものとする。

第 4 事業実施主体

各メニューの事業実施主体については、交付要綱別表に定めるとおりとする。

また、事業実施主体は、都道府県知事が定める体質強化・花粉削減計画に定める目標の達成に向け、緊密に連携を図りつつ事業を実施するものとする。

なお、事業実施主体については、いずれも、相当期間にわたって事業活動を継続することが確実であって、かつ、規約等により適正な運営が行われることが確実であると認められるものに限るものとする。

第 5 施設整備等の一般的基準

- 1 1箇所又は1施設の個々の事業については、単年度で完了することを原則とする。
- 2 交付の対象となる事業費は、当該都道府県又は当該市町村において使用されている単価及び歩掛りを基準として、当該地域の実情に即した適正な現地実行価格により算定するものとする。また、施設については当該都道府県において一般的に使用されている仕様を基準とし、規模、構造等についてはそれぞれの目的に合致させるものとし、経費の節減に努めることとする。
なお、交付対象とする建物に係る敷地整備の面積は、建坪面積のおおむね3倍以内とする。
- 3 過剰と考えられる施設整備を排除し、徹底した事業費の低減が図られるよう、都道府県知事は施設整備の事業実施主体と連携を図り計画を検討することとし、施設ごとの投入費用が、原則として別表2に定める上限事業費の範囲内で、必要と認められるものに限るものとする。
- 4 自力又は他の助成によって整備に着手した施設を交付金事業に切り替えて事業の

対象とすることは、認めないものとする。

- 5 個人施設若しくは目的外使用のおそれのある施設又は事業効果の少ない施設は、交付金事業の対象としないものとする。
- 6 交付金事業の対象とする施設は、原則として、耐用年数がおおむね5年以上のものとする。

- 7 施設等の設置に当たっては、原則として木造とする。

ただし、法令による制限、コスト、技術面又は施設が必要とする機能の観点から困難な場合にあっては、施設の構造の一部や内装等への木材利用を検討すること。使用する木材は、合法伐採木材等の流通及び利用の促進に関する法律（平成28年法律第48号）に基づき合法性が確認された木材等及び「木材・木材製品の合法性、持続可能性の証明のためのガイドライン」（平成18年2月15日林野庁作成。以下「合法性ガイドライン3」という。）に準拠し合法性が証明された木材等であること。

※ 施設の構造の一部とは、構造耐力上主要な部分である壁、柱、梁、桁、小屋組み等。内装等への木材利用の検討は、倉庫等の人目に触れない施設を除く。

- 8 広く国民・地域住民の利用に供し、その利用料金や販売代金等により運営する施設の利用見込みを設定するに当たっては、近隣地域における同種又は類似施設の利用状況や需要動向等を踏まえたものとする。
- 9 施設を運営することにより得られる収入をもって当該施設運営に係る支出を賄う施設（以下「収支を伴う施設」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 事業費が5,000万円以上のものについては、事業実施主体に対し経営診断を受けさせることとし、それ以外のものについても経営診断を受けさせるよう努めるものとする。

なお、経営診断により指摘された改善点等は、収支計画等に反映させ、当該施設の運営が適切に実行されることが認められるようにすること。

さらに、経営診断により指摘された改善点等は、必要に応じ株式会社日本政策金融公庫、独立行政法人農林漁業信用基金及び関係金融機関等と情報共有することなどを通じて、より適正な施設運営に配慮するものとする。

- (2) 事業計画が過大とならないよう、1施設当たりの総事業費は、原則として15億円を上限とする。

ただし、上限を超える必要がある場合にあっては、都道府県知事が林野庁長官にその必要性を協議するものとする。

- (3) 交付金に対する自己資金の割合（事業実施主体の自己資金（事業実施主体として金融機関等に返済の義務がないもの。）／（事業費－交付額（都道府県等による上乗せ交付を含む。）））は、原則としておおむね12%以上とする。

- 10 収支を伴う施設において、生産ラインの増設等、生産量の増加を伴う施設を既施設に追加すること（以下「追加事業」という。）は、原則として、既施設の目標年度まで認めないこととする。

ただし、次のいずれにも該当する場合は、目標年度の終了前であっても追加の実施を妨げない。

- (1) 追加事業の実施年度において、目標年度における生産等の目標数値を既におおむね達成していること
 - (2) 需要先が確保され、供給量の増大が可能な状況であること
 - (3) 追加事業の実施年度の直近の単年度収支が黒字となっていること、又は黒字になることが確実であること
 - (4) 資金の調達が確実であること
- 11 施設費は、新築、新設又は新品の取得による事業のほか、既存施設及び資材の有効利用等からみて、当該地域又は事業の実情に即し必要があると認められる場合に

は、増築、改築、併設若しくは合体の事業又は古品古材の利用に係る事業を対象とすることができるものとする。

(1) 施設の入替え（既存施設の全部又は一部を廃棄して、新築、新設又は新品の取得を行う事業をいう。以下同じ。）については、次のとおりとする。

ア 既に所有している生産・加工・流通施設の規模又は能力が、おおむね 30%以上増大すると見込まれる場合又は交付要綱別表の区分の欄Ⅰの事業内容の欄 2 の(1)の①～⑥及び欄Ⅱの事業内容の欄 1 の(1)～(7)に限り、施設の省人化が 20%以上図られる場合とする。

ただし、交付要綱別表の区分の欄Ⅰの事業内容の欄 2 の(3)の①の事業により整備する施設のうち、燃油使用量の低減等省エネルギー化に資する施設の入替えについては適用しない。

そのほか、既存の機械を環境に配慮した機械に入れ替える場合は、その生産の規模又は能力が同等又は増大すると見込まれるときには補助の対象とすることができるものとする。

イ 対象経費は、事業費から既存施設の処分価格を控除した額とする。

ウ 施設の一部のみを入れ替える場合にあっては、既存施設の耐用年数等を十分考慮して実施するものとする。

(2) 増築、改築、併設又は合体の事業については、次のとおりとする。

なお、既存施設の取壊しに係る経費は、交付の対象としないものとする。

ア 増築

増築とは、新たに施設の面積、容積又は延長を増加することを目的として、既存施設に接続して施設の新築又は新設を行うことをいうものとし、増築によって拡大する部分が既存施設と同程度以上の構造及び仕様である場合に限り対象とするものとする。

ただし、既存施設と増築により拡張する部分の受益の態様が異なる場合はこの限りでない。

イ 改築

改築とは、既存施設の全部又は一部を取り壊した後、引き続きこれと用途、規模及び構造が著しく異ならない施設を設置することをいうものとし、既存施設の資材を活用することができる場合に限り交付の対象とするものとする。

ウ 併設

併設とは、他種の既存施設に接続して施設を設置することをいうものとし、既存施設の利用上支障がないと認められる場合に限り対象とするものとする。

エ 合体

合体とは、他種の事業と同時に合一して施設を設置すること又は二以上の事業実施主体が同種の事業を同時に合一して施設を設置することをいうものとし、設置しようとする施設の設置目的及び利用が阻害されず、かつ、それぞれの事業の固有の工事費又はそれぞれの事業実施主体が負担する工事費が区分され、共通する工事費が施設の規模、能力又は利用区分に応じて按分することが可能である場合に限り対象とするものとする。

なお、合体により施設整備を実施する場合の交付の対象となる経費と対象以外の経費の区分は、床面積、容積、施設の構造等を基準として実情に即した方法で行い、実施設計書において明らかにしておくものとする。また、実施設計費及び工事雑費はそれぞれの事業費の割合に応じて按分するものとする。

(3) 使用する古品古材は、新品新資材と同程度の耐用を有するものとし、購入価格は、適正に評価され、かつ、新品新資材の価格を下回るものとする。

12 以下の場合については、交付の対象とすることは認めないものとする。

- (1) 整備を予定している施設の規模等が、計画を達成する手段としては、過大であるもの。
- (2) 新技術を導入する場合であって、現地での事業効果の発現が十分に明らかでないもの。
- (3) 木材加工施設等の収支を伴う施設について、施設規模に見合った間伐材等の原料調達、製品販路の確保等の方策が明確となっていないもの。

第6 施設の管理

事業実施主体は、事業について厳正かつ的確な実施を期するとともに、事業の目的が十分達成されるよう事業完了後における運営管理に必要な措置を講ずるものとする。

- 1 管理主体（原則として事業実施主体とする。以下同じ。）は、交付金事業及び高度加工事業により取得し、又は効用の増加した財産等については、交付金の趣旨に即して適正に管理運営するものとする。
- 2 管理主体は、施設の管理運営状況を明確にするため、その種類、所在、構造規模、価格、得喪変更の年月日等を記載した台帳を備えるものとする。
- 3 管理主体は、施設ごとに管理規程を定めて適正な管理運営を行うとともに、その更新等に必要な資金（償却引当金等）の積立てに努めるものとする。
- 4 事業実施主体が、普通地方公共団体である場合は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項に定める指定管理者に管理を行わせることができる。
- 5 施設の処分等の取扱いについては、災害時における緊急避難的な目的外使用を除き、「補助事業等により取得し、又は効用の増加した財産の処分等の承認基準について」（平成20年5月23日付け20経第385号大臣官房経理課長通知）を適用するものとする。
- 6 施設等の転用等の取扱いについては、「森林整備事業等の施行地等の転用等に伴う補助金等の返還措置要領」（平成19年8月22日付け19林整整第315号林野庁長官通知）を適用するものとする。

附 則

この通知は、平成28年10月11日から施行するものとする。

附 則

この通知は、平成30年2月1日から施行するものとする。

附 則

この通知は、平成31年2月7日から施行するものとする。

附 則

この通知は、令和2年1月30日から施行するものとする。

附 則

- 1 この通知は、令和3年1月28日から施行するものとする。
- 2 この通知による改正前の本通知に基づき実施された事業については、第3第1項の(1)のエ及び別表1のⅡの3のiの(2)の⑤を除き、なお、従前の例によるものとする。

附 則

- 1 この通知は、令和3年4月1日から施行する。
- 2 この通知による改正前の木材産業国際競争力強化対策実施要領の運用についての規定に基づき実施している事業については、なお従前の例による。

附 則

- 1 この通知は、令和3年12月20日から施行するものとする。
- 2 この通知による改正前の木材産業国際競争力強化対策実施要領の運用についての規定に基づき実施している事業については、第5第10項及び第11項を除き、なお従前の例によるものとする。

附 則

- 1 この通知は、令和4年12月2日から施行するものとする。
- 2 この通知による改正前の木材産業国際競争力強化対策実施要領の運用についての規定に基づき実施している事業については、なお従前の例による。

附 則

- 1 この通知は、令和5年11月29日から施行するものとする。
- 2 この通知による改正前の本通知に基づき実施している事業については、なお従前の例による。

附 則

- 1 この通知は、令和6年12月17日から施行するものとする。
- 2 この通知による改正前の本通知に基づき実施している事業については、なお従前の例による。

別表1 事業種目別基準

I 国際競争力・木材供給基盤強化対策等交付金事業

1 体質強化・花粉削減計画の策定

(1) 採択基準

体質強化・花粉削減計画の策定に必要な事業であること。

(2) 細則

事業実施主体は、交付要綱別表の区分の欄Ⅰの事業実施主体等の欄1による。

2 国際競争力・木材供給基盤強化対策

(1) 木材産業の輸出促進・体質強化対策のうち要領別表1のメニュー①の欄の2のメニュー②の欄の1～6

① 採択基準

ア 機能要件

要領第3の1の(2)【体質強化・花粉削減計画の目標指標】のア～キに準ずる。

イ その他の要件

(ア) 施設の規模、性能等は、受益範囲、利用計画等からみて適切なものとする。

(イ) 1事業費は、おおむね500万円以上とする。

(ウ) 整備する施設は、都道府県知事が定めた体質強化・花粉削減計画に即しているものであり、かつ、木材製品の競争力又は供給体制の強化に資すると認められるものであること。

(エ) 施設の整備に当たっては、建築基準法施行令(昭和25年政令第338号)第1条第3号に規定する構造耐力上主要な部分(以下「構造耐力上主要な部分」という。)のうち柱、横架材(梁及び桁をいう。以下同じ。)及び土台については、日本農林規格等に関する法律(昭和25年法律第175号)の規定に基づき、格付けがされたものかつ地域材を使用すること。

なお、使用される製材等(丸太、ひき板、角材、集成材、合板、及び単板積層材等をいう。以下同じ。)については、合法伐採木材等の流通及び利用の促進に関する法律に基づき合法性が確認された木材等及び合法性ガイドライン3に準拠し合法性が証明された木材等を使用すること。

(オ) 施設の整備に当たって、事業実施主体は作業安全対策に知見のある労働安全コンサルタント等の専門家の診断を事業完了の翌年度末までに受けること。

なお、既に労働安全コンサルタント等の専門家の診断を受けている場合にあっては、この限りでない。

② 細則

ア 事業実施主体について

(ア) 事業実施主体は、交付要綱別表の区分の欄Ⅰの事業実施主体等の欄2の(1)の①～⑦による。

ただし、a～eまでに掲げる者については、(イ)～(エ)の条件を満たすこと。

a 森林組合

森林組合が収支を伴う施設について単独で事業実施主体になり得る場合は、森林経営管理法(平成30年法律第35号)第36条第2項の規定により都道府県知事が公表する民間事業者として登録を受けている森林組合(ただし、令和13年度までにおいては、令和3年3月16日付け改正前の「森林組合、生産森林組合及び森林組合連合会向けの総合的な監督指針」(平成30年3月27日付け29林政経第359号林野庁長官通知)Ⅱ-2-4に基づき、令和2年度までに都道府県知事により中核組合に認定された森林組合を含む。)に限るものとする。

b 林業者等の組織する団体

(a) 林業を営む者、森林組合及び森林組合連合会が主たる構成員又は出資者(原則として、事業実施地域において事業を行っている者又は居住する者に限る。)となっており、かつ、これらの者がその事業活動を実質的に支配することができると認められる団体(中小企業等協同組合を含む。)とする。

林業者等の組織する団体のうち法人格のない事業実施主体にあっては、特定の構成員の加入脱退と関係なく、一体として経済活動の単位になっているものに限るものとする。

(b) 林業者等の組織する団体は、事業実施地域の林業経営の構造対策及び地域林業の振興のための事業を実施する上で適切な団体又は法人であり、かつ、当該地域における林業生産との密接な関係を有していること。

c 木材関連業者等の組織する団体

(a) 林業・木材産業及び建築業を営む者が主たる構成又は出資者(原則として、事業実施地域において事業を行っている者又は居住する者に限る。)となっており、かつ、これ

らの者がその事業活動を実質的に支配できると認められる団体（中小企業等協同組合及び協業組合を含む。）とする。

- (b) 当該地域の地方公共団体及び木材関連業の企業、団体等が主たる構成員又は出資者（地方公共団体を除き、原則として、事業実施地域において事業を行っている者又は居住する者に限る。）となっており、かつ、これらの者がその事業活動を実質的に支配することができるものと認められる法人で、林業・木材産業の振興を目的とするものとする。

d 地方公共団体等が出資する法人

- (a) 林業を営む者、森林組合及び森林組合連合会（これらの者のうち、原則として、事業実施地域において事業を行っている者又は居住する者に限る。）及び地方公共団体が主たる構成員又は出資者となっている若しくは地方公共団体のみが出資者となっており、かつ、これらの者がその事業活動を実質的に支配することができるものと認められる法人で林業の振興を目的とするものとする。

- (b) 地方公共団体等が出資する法人は、事業実施地域の林業経営の構造対策及び地域林業の振興のための事業を実施する上で適切な団体又は法人であり、かつ、当該事業実施地域の森林所有者等との協調関係が築かれているものとする。

e 地域材を利用する法人

林業・木材産業及び建築業並びに運送業（登記簿の事業目的に原木運送を主とする旨の記載がある場合に限る。）を営む者が主たる構成員又は出資者（原則として、事業実施地域において事業を行っているもの又は居住する者に限る。）となっており、かつ、これらの者がその事業活動を実質的に支配できると認められる法人とする。

- (イ) 木材加工流通施設整備（ただし、貯木場等の木材加工に供しない施設等を整備する場合を除く。）により、以下のaからgに掲げる構造材製品を製造する事業実施主体は、品質・性能の確かな木材製品を安定供給する観点から、当該施設整備に関連した日本農林規格の認証を取得していること、又は取得が確実と見込まれること。

- a 製材の日本農林規格（平成19年農林水産省告示第1083号）に規定する構造用製材（柱、横架材及び土台に限る。）

- b 枠組壁工法構造用製材及び枠組壁工法構造用たて継ぎ材の日本農林規格（昭和49年農林省告示第600号）に規定する枠組壁工法構造用製材及び枠組壁工法構造用たて継ぎ材

- c 集成材の日本農林規格（平成19年農林水産省告示第1152号）に規定する構造用集成材及び化粧ばり構造用集成柱

- d 直交集成板の日本農林規格（平成25年農林水産省告示第3079号）に規定する直交集成板

- e 単板積層材の日本農林規格（平成20年農林水産省告示第701号）に規定する構造用単板積層材

- f 構造用パネルの日本農林規格（昭和62年農林水産省告示第360号）に規定する構造用パネル

- g 合板の日本農林規格（平成15年農林水産省告示第233号）に規定する構造用合板及び化粧ばり構造用合板

- (ウ) 合法性ガイドライン3により木材・木材製品の合法性又は持続可能性を証明する方法が確立されていること又は確立されることが確実であると認められること。

- (エ) 事業実施主体は、木材の安定供給の確保に関する特別措置法（平成8年法律第47号。以下「木安法」という。）第4条に規定する事業計画の認定を受けるように努めるとともに、合法伐採木材等の流通及び利用の促進に関する法律第15条に規定する木材関連事業者の登録を受けていること、又は登録を受けることが確実と見込まれること。

イ 安定的な地域材利用について

- (ア) 事業実施主体（プレカット事業者及び運送事業者等を除く。）は、木材安定取引協定の締結等に基づき、一定量の地域材の利用の増大を目的とするものとし、締結する木材安定取引協定等は、木安法の事業者間の協定に準じ、樹種、取扱量、期間（原則としておおむね5年間）、取扱量に満たない場合の措置等必要な事項を定めるものとする。

ただし、林業事業体が自ら加工流通事業を行う場合、木材加工流通事業者が自ら素材生産を行う場合等にあつては、この限りでない。

- (イ) プレカット事業者及び運送事業者においては、地域材の利用増大のため、安定的・効率的な木材製品の生産や原木輸送を目的とするものとし、川中の製材事業者等との合意形成に努めるものとする。

ただし、プレカット事業者等が自ら製材加工業を行う場合等は、（ア）で定める規定を適用する。

- ウ 高度加工処理施設整備を行う場合については、木材製品の輸出の促進の総合的かつ一体的な推進を図るため、本事業の実施に当たり、株式会社日本政策金融公庫（沖縄県にあつては、沖縄振興開発金融公庫。以下「公庫」という。）による融資等の支援措置について事業実施主体に情報提供するとともに、事業実施主体から希望があつた場合には、申請に係る情報（事

業者名、所在地、事業規模等)を公庫に提供することとする。

エ 供給力増大施設整備を行う場合については、令和3年の木材不足・価格高騰への令和3年度限りの対応として、製品供給のボトルネックとなっている乾燥施設、横架材・羽柄材等の不足感の強い部材の生産設備等の整備を行い、木材製品供給力の増大を図り、安定的な木材製品を供給することを目的とするため、川下の木材製品流通事業者等との合意形成(可能である場合は、建築事業者への供給状況が確認できる覚書等の締結)に努めるものとする。

オ 木材製品の供給力強化を図る木材加工流通施設等整備を行う場合については、事業実施主体は、木材製品の安定取引協定の締結等に基づき、一定量の木材製品の利用の増大を目的とするものとし、締結する木材製品安定取引協定等は、木安法の事業者間の協定に準じ、品目、取扱量、期間(原則としておおむね3年間)、取扱量に満たない場合の措置等必要な事項を定めるものとする。

ただし、事業実施主体が自ら木材製品流通事業を行う場合等にあつては、この限りでない。

カ 木材製品供給力強化計画の対象となる木材加工流通施設は、木材製品の供給力を強化する施設等とし、既存設備の機能向上を含めることができるものとする。

キ 公共建築物に部材供給を予定する事業実施主体においては、脱炭素社会の実現に資する等のための建築物等における木材の利用の促進に関する法律(平成22年法律第36号)第17条に規定する木材製造高度化計画を作成し、農林水産大臣の認定を受けるよう努めるものとする。

ク 木材処理加工施設の整備を行う事業については、以下の事項を行った上で計画するものとする。

(ア) 当該施設の受益の範囲内で同様の木材処理加工を営む者を構成員とする団体等と調整を行うこと。

(イ) 原木の調達先及び製品の販路を明確にした上で、これらについて、継続的に確保されることを明らかにすること。

(ウ) 施設で利用する原木等の樹種を明確にすること。

ケ 木材集出荷販売施設の整備を行う事業については、当該施設の受益の範囲内の関係者との調整を行った上で計画するものとする。

コ 貸付けについて

(ア) 市町村が事業実施主体となるのは、貸付けに係る木材処理加工施設の整備に限る。

(イ) 貸付けに係る木材処理加工施設の整備の事業実施主体は、地域材を利用する法人以外に限る。

(ウ) 貸付けに係る木材処理加工施設については、以下のいずれかを満たすものとする。

a 木材乾燥施設や高次加工施設のうち移動可能な施設装置や機械など、地域の幅広い事業者による利用が可能な施設で、かつ、ブランド化した乾燥材等高次加工品を生産する体制の整備に当たり緊急に必要な施設(以下「貸付高次加工施設」という。)

b 製材施設等のうちダイオキシン対応型焼却炉等であつて、地域の幅広い事業者による利用が可能な施設で、かつ、木材産業の環境対策の実施に当たり緊急に必要な施設(以下「貸付環境対策施設」という。)

サ コの(ウ)のaの貸付高次加工施設の貸付けに当たっては、次の要件を満たすものとする。

(ア) 事業実施主体は、地域における乾燥材等の高次加工材の品質基準を地域の実態に応じて作成し、その基準による共同品質管理を推進するものとし、そのための体制及び指導能力を備えた団体とする。

(イ) 利用者は、原則として事業実施主体の構成員又は事業実施主体を構成する団体の構成員であることとし、事業実施主体の指導のもとで共同品質管理により乾燥材等の高次加工材生産を行うとともに、地域への技術定着に協力することにより乾燥材の産地形成に努める者とする。

(ウ) 事業実施主体は、利用者間の調整を行い、できるだけ広く利用者を募ることに努めることとし、3以上の事業者の利用を前提とした利用計画を策定することとする。

また、生産される乾燥材等は、事業実施主体が定めた品質基準を満たしていることのほか、同一ブランド名の表示を行うことを条件とする。

(エ) 事業実施主体は、共同利用の方法等について管理規程又は利用規程を定め、機械施設の目的、内容(種類、構造、規模、型式、数量)、所在、管理責任者、利用の範囲、利用方法、使用料、保管、償却に関する事項を明らかにすることとする。

(オ) 貸付料は、「事業実施主体が負担する金額(=事業費-交付額)／耐用年数+年間管理費」以下であること。

(カ) 事業実施主体は、機械施設の使用が特定の構成員とならないよう貸付契約の期間を原則1年以内とし、毎年機械施設の利用者を募り総会等の承認を経て利用者を決定することとする。なお、契約の更新は可能とする。

(キ) 事業実施主体と利用者との間において、貸付けの目的、期間、貸付料、貸付料納入の期限及び方法、目的外使用の禁止等の事項について明記した貸付契約を締結するものである

こと。

なお、事業実施主体は、貸付契約の締結に当たっては、あらかじめ、都道府県知事に協議するものとする。

(ク) 事業実施主体は、機械施設の定期的な点検を適切に行うなど、機械施設の維持・管理に努めることとする。

(ケ) 利用者は、善良なる管理者の注意をもって利用することとし、災害等により当該施設に異常が起きた場合は、速やかに事業実施主体に報告すること。

シ コの(ウ)のbの貸付環境対策施設の貸付けに当たっては、次の要件を満たすものとする。

(ア) 事業実施主体は、地域における製材工場等の木くず等の処理・利用を推進するものとし、木くず等の処理や資源の有効活用及び検査等の環境対策について管理基準を作成し、その基準により地域の木材産業の環境向上を図る団体であり、そのための体制及び指導能力を備えた団体とする。

(イ) 利用者は、原則として事業実施主体の構成員又は事業実施主体を構成する団体の構成員であることとし、共通の管理基準により事業実施主体の指導のもとで木くず等の処理・利用に努める者とする。

(ウ) 事業実施主体は、利用者間の調整を行い、できるだけ広く利用者を募ることに努めることとし、3以上の事業者の利用を前提とした利用計画を策定することとする。

(エ) 上記のほか、サ【貸付高次加工施設の貸付け要件】の(エ)から(ケ)までに準ずる。

ス 事業費が5億円以上の新設の事業については、都道府県附帯事務費を活用し、都道府県が地域の既存の木材加工流通施設を含む関係者に対して、当該事業の原木調達等の計画内容を情報提供し、地域の合意形成を確認のうえ、当該事業が個別に定める目標を達成できるよう取り組むこと。

セ 1 施設当たりの総事業費が15億円を超える必要がある場合には、事業計画の作成にあたり、原木調達量や調達価格、製品の販売価格、事業収支の妥当性等について、外部有識者を交えてその内容を検証する実行可能性調査を実施し、その結果を反映させること。

ソ 収支を伴う施設について

該当する施設は、木材製材施設、集成材加工施設、合・単板加工施設、プレカット加工施設、チップ加工施設、大径材製材施設、木材加工施設、木材材質高度化施設、丸棒加工施設、杭加工施設、木材処理加工用機械、品質向上・物流拠点施設、新しい木材活用のための加工供給施設、直交集成板加工施設、木材集出荷販売施設、木材集出荷用機械、森林バイオマス加工施設、森林資源再処理施設、森林バイオマス再利用促進用機械、ストックヤード整備及びストック強化で整備する施設とする。

③その他

事業内容には、附帯施設の整備を含む。

(2) 木材産業の輸出促進・体質強化対策のうち要領別表1のメニュー①の欄の2のメニュー②の欄の7

① 採択基準

ア 木造公共施設にあっては、原則として、床面積1㎡あたりの地域材利用量が0.18㎡以上であること、かつ、延べ面積が300㎡以上であること。ただし、特殊な構造又は用途によるものについてはこの限りでない。木質内装にあっては、対象施設の延べ面積が300㎡以上であること、かつ木質内装を行う床及び壁等の合計面積が300㎡以上であり、そのうち地域材が面積で50%以上利用されること。

イ 木造公共施設にあっては、原則として、構造耐力上主要な部分に用いる製材品については、日本農林規格等に関する法律の規定に基づき、製材の日本農林規格(平成19年農林水産省告示第1083号)又は枠組壁工法構造用製材及び枠組壁工法構造用たて継ぎ材の日本農林規格(昭和49年農林省告示第600号)に適合すると認められ、格付けされたもの(以下「JAS製材品」という。)を使用すること。

ウ 事業実施主体は、木造公共施設にあっては、施設の整備中及び整備後に、木質内装にあっては、木質内装の整備後に、都道府県等と連携して、地域の住民及び施設の利用者等を対象に、施設の見学会等を行うこととし、その際、建築物への木材利用の意義や、選定経営体の取組等についての普及啓発活動を行うこと。

エ 木造公共施設の整備に必要な資材等の調達を行う場合においては、以下について事業実施主体へ確認・周知を行い、適切な執行に努めること。

(ア) 該当する木造公共施設の整備に必ず使用される資材等であることが事業計画等により明らかであること。

(イ) 支援の対象となった資材等については、当初の事業計画等に基づき、該当する木造公共施設の整備に必ず使用すること。

オ 施設の規模、性能等は、受益範囲、利用計画等からみて適切なものとする。また、事業実施主体が被災日以降に自力で着手した再整備にあっては、必要最小限の内容で、その効果が十分に発揮されると認められるものであること。

- カ 被災施設等の再整備を行う場合の 1 事業費は、木造公共施設、木製外構施設及び附帯施設にあつてはおおむね 500 万円以上とし、木質内装にあつてはおおむね 100 万円以上とする。
- キ 被災施設等の再整備にあつては、地域材利用量を回復し、被災した地域における木造公共建築物等の再建に取り組むものであることとし、補修、修理である場合、又は被災した木造公共建築物等の木造部の延べ面積が 300㎡未満（木質内装事業においては木質内装面積 300㎡未満）である建築物等を再整備する場合は、ア及びウの規定は適用しない。

② 細則

ア 事業実施主体について

事業実施主体は、交付要綱別表の区分の欄Ⅰの事業実施主体等の欄 2 の（1）の⑧による。ただし、地方公共団体が出資する法人については、地方公共団体のみが出資し、かつ、その事業活動を実質的に支配することができると認められる法人で林業の振興を目的とするものとする。

イ 木造公共施設に係る構造耐力上主要な部分に用いる J A S 製材品の使用については、次のいずれかに該当する場合は適用しないこととする。

（ア）建築基準法等の法令において、構造計算が求められない規模の施設

（イ）離島等 J A S 製材品を調達することが困難な地域で整備する施設

（ウ）大径材等の特定の製材を用いる必要がある場合であつて、J A S 製材品として生産されていない場合

（エ）国土交通大臣の指定を受けた材料を使用する場合

ウ 木造公共施設に係る構造耐力上主要な部分に用いる J A S 製材品（「枠組壁工法構造用製材及び枠組壁工法構造用たて継ぎ材の日本農林規格」によるものを除く。）については、「製材の日本農林規格」に基づく機械等級区分構造用製材の使用に努めるものとする。

エ 都道府県は、木造公共施設に係る構造耐力上主要な部分に用いる J A S 製材品の使用量について、事業完了の翌年度 6 月末までに報告すること。

オ この事業において整備する施設において使用される製材等については、合法伐採木材等の流通及び利用の促進に関する法律に基づき合法性が確認された木材等及び合法性ガイドライン 3 に準拠し合法性が証明された木材を使用すること。

カ 都道府県は、合法伐採木材等の流通及び利用の促進に関する法律に基づき合法性が確認された木材の利用量、地域材の利用量について、事業完了の翌年度 6 月末までに報告すること。

キ 製材等の再利用にあつては、再利用前においてオに準ずる木材等であつたことが確認できたものを使用すること。

ク その他製材等以外の合法伐採木材等の流通及び利用の促進に関する法律の対象となっている木材等のうち交付対象の木材等についても、原則としてオに準ずる木材等を使用することとし、再利用にあつては、原則として再利用前においてオに準ずる木材等であつたことが確認できたものを使用すること。

ケ 都道府県は、交付対象の木材利用量について、また木造公共施設にあつては交付対象部分の延べ面積、木質内装にあつては交付対象木質化部分の床及び壁等の合計面積について、事業完了の翌年度 6 月末までに報告すること。

コ この事業において整備する施設の建設工事を行う者のうち地域材の調達に関わる者（事業実施主体と請負等の契約等を行い工事を行う者（以下「受注者」という。）及び受注者と請負等の契約等により施設の建設工事に携わる者（いわゆる下請（二次下請以降も含む。）業者）のうち地域材の調達に関わる者を含む。）については、合法伐採木材等の流通及び利用の促進に関する法律に規定される「登録実施機関」に登録を行った「登録木材関連事業者」（事業完了時まで新たに登録を行った場合を含む。）とするよう努めるものとする。

サ 都道府県は、施設の建設工事を行う者のうち地域材の調達に関わる者の登録実施機関への登録状況（登録番号等）について、事業完了の翌年度 6 月末までに報告すること。

シ 事業対象とする施設については、木材利用の波及効果、展示効果を発揮する施設でなければならないことから、脱炭素社会の実現に資する等のための建築物等における木材の利用の促進に関する法律第 2 条第 2 項及び脱炭素社会の実現に資する等のための建築物等における木材の利用の促進に関する法律施行令（平成 22 年政令第 203 号）第 1 条に規定する公共建築物のうち、不特定多数の利用者が年間延べ 1000 人以上利用することが見込まれる施設とし、次の用途に係る施設を除くものとする。ただし、被災施設等の再整備にあつてはこの限りではない。

（ア）庁舎（執務室等）

（イ）営利目的の施設（本事業で整備した施設の維持・修繕のために必要な額を超えるような利用料の徴収や物品の販売等を行う施設）

（ウ）個人の財産となる施設

ス 設計上の工夫や効率的な木材調達を通じ、低コスト化に努めること。

セ 木造公共施設において、同一建築物のうちに、木造部分と非木造部分がある場合で、建築確認申請において木造と判断された部分を持つ建築物に係る交付対象経費の考え方は次の

(ア) から (エ) までのとおりとする。

(ア) 木造部分と非木造部分が平面的に混在する場合は、木造部分についてのみ交付対象とし、交付対象経費は要領別表 2 の区分の欄 I の補助対象経費の欄 2 の (1) の⑤のとおりとする。

(イ) 木造部分と非木造部分が立面的に混在する場合は、木造部分についてのみ交付対象とし、交付対象経費は要領別表 2 の区分の欄 I の補助対象経費の欄 2 の (1) の⑤のうち非木造部分と共用する部分（基礎等）を除く経費とする。

(ウ) 構造耐力上主要な部分のうち、部分単位（屋根・壁・床等）で木造部分と非木造部分が混在する場合は、非木造部分を除いた部分を交付対象とし、交付対象経費は木工事費のみとする。

(エ) 構造耐力上主要な部分のうち、一部の部材が非木質系部材である場合は、非木質系部材も含めた木造部分について交付対象とし、交付対象経費は要領別表 2 の区分の欄 I の補助対象経費の欄 2 の (1) の⑤のとおりとする。

ソ 木質内装においては、木質内装の対象施設の耐用年数（減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和 40 年大蔵省令第 15 号）に定める年数をいう。）の残存期間が 10 年以上ある施設であること。ただし、被災施設等の再整備にあつてはこの限りではない。

タ 木質内装に係る交付率は、建築物を新築する際の建築費を対象としたものであることに留意すること。

チ 既存施設において木質内装を実施する場合は、当該施設と同様の施設を事業実施時点で新築した場合の建築費を要領別表 2 の区分の欄 I の補助対象経費の欄 2 の (1) の⑤により試算し交付対象経費を算出すること。

ツ 脱炭素社会の実現に資する等のための建築物等における木材の利用の促進に関する法律の実効性を高めるため、木造公共建築物等の整備が行われる自治体にあつては、同法に規定する国の基本方針に即した都道府県方針に即した市町村方針の作成が行われていること。

テ 公立学校施設の整備は以下の要件を満たしていること。

(ア) 都道府県又は市町村教育担当部局等との間において、用地使用の承認等の手続きが的確に行われていること。

(イ) 余裕教室の木質内装の整備については、用途変更が的確に行われていること。

(ウ) 学校施設の木質内装の整備については、文部科学省、農林水産省林野庁、国土交通省及び環境省の 4 省庁が連携したエコスクール推進施策に係る事業について認定を受けていること。

ト 木造公共建築物等の整備を行う際には、木製窓枠等木製設備や木質ペレットストーブ等導入の推進に積極的に努めること。

③ その他

事業内容には、附帯施設の整備を含む。

(3) 原木の生産基盤整備・低コスト安定供給対策

①間伐材生産

ア 採択基準

(ア) 原木安定供給計画又は特用林産物省エネルギー化施設等整備計画若しくは木質バイオマスエネルギー転換促進計画に基づき、間伐材等を供給することを目的として計画した事業を対象とする。

(イ) 森林法第 11 条に規定する森林経営計画対象森林において、本事業を当該森林経営計画に基づき間伐を実施する場合は、当該計画に基づいて間伐を行うこと。また、森林経営計画が作成されていない森林で本事業を実施しようとする場合は、事業実施前又は事業実施後において、当該森林を森林経営計画の対象森林とするよう努めること（ただし、里山林の整備についてはこの限りではない。）。

(ウ) 1 施行地が 0.1ha 以上であること。なお、1 施行地とは原則として接続する区域とする。

(エ) 原木安定供給計画の間伐材生産目標は、木材加工流通施設との調整の上決定すること。

イ 細則

(ア) 事業実施主体について

事業実施主体は、交付要綱別表の区分の欄 I の事業実施主体等の欄 2 の (2) の①による。

(イ) 事業の実施について

a 事業実施面積の過半から搬出すること。

b 不良木の淘汰については、育成しようとする樹木の立木本数の 20%（地形等により気象害の発生が明らかに予想される場合又は施業体系から 20%未満とすることが適切であると判断される場合は 10%）以上伐採する場合に交付対象とする。

c 伐採率については、市町村森林整備計画に定められた間伐の標準的な方法に留意して伐採を行うものとする。また、森林経営計画で実施すべきとされている施業の方法に即して実施するものとする。

- d 対象森林は、過去5年以内に同一施行地において国庫交付事業による間伐等を実施していない場合に限る。

ただし、bの規定（他の国庫交付事業の場合はbと同様の規定）により、地形等により気象害の発生が明らかに予想され又は施業体系から伐採率を20%未満とすることが適切であると判断され、10%以上20%未満の伐採が行われた施行地については、その実施から5年を経過していなくても実施することができる。

また、気象害等の被害を受け不良木となったものの淘汰を実施する場合であって、二次災害や病虫害の発生、景観の悪化等、公共性、公益性の観点から早期に実施する必要があると認められる場合においては、過去5年以内に間伐等が実施された森林であっても実施することができる。

- e その他附帯施設整備は、間伐材生産と一体的に実施する林内作業場、土場、資機材置場、一時使用に供する作業路・集材路の整備、作業上必要な灌木や枝葉の除去等とする。

- f 関連条件整備活動は、対象森林の調査及び森林所有者の同意取付け等のほか、間伐材生産と一体的に実施する森林作業道の整備、造林地の保全を目的として行う下層植生の誘導により土壌の適正維持を図るための客土、整地、耕うん、植栽、播種、施肥、雑草木の除去等、間伐材等の活用による小規模で簡易な排水工・編柵工・土留工等の整備、野生鳥獣による森林被害の防止、野生鳥獣の移動の制御等を図るための鳥獣害防止施設等の整備等とする。

森林作業道の整備については、継続的に使用され、かつ、都道府県知事が定める森林作業道作設指針の基準を満たすものであること。

なお、野生鳥獣の移動の制御等を図る目的で防護柵等を整備する場合は、簡易な工作物とし、保護すべき施行地が小規模・分散している場合には、複数の施行地を含む森林を対象とすることができる。

また、伐採木を搬出せずに附帯施設整備の資材等として林内で活用する場合は、当該伐採木の材積は、アの（エ）に定める搬出材積としては取り扱わないものとする。

- g 本事業の完了年度の翌年度から起算して5年以内に、事業実施箇所を森林以外の用途に転用（事業実施箇所を売り渡し若しくは譲渡し又は賃借権、地上権等を設定させた後、当該事業実施箇所が森林以外の用途に転用される場合を含む。）する行為又は事業実施箇所の地上の立木の全面伐採除去を行う行為（森林作業道整備、森林災害等復旧林道整備又は林業専用道整備の事業により整備した施設の維持管理のために必要な行為を除く。）をしようとする場合は、あらかじめ都道府県知事にその旨を届け出るとともに、当該行為をしようとする森林等につき交付を受けた交付金相当額を返還すること。

なお、関連条件整備活動として行う森林作業道の整備について、研修受講者の活用並びに台帳の作成及び管理については、②のイの（ウ）【研修等受講者の活用】及び②のイの（ケ）のf【台帳の作成及び管理】に準ずる。

（ウ）交付申請について

- a 事業実施主体は、都道府県知事の定めるところにより、原則として交付金の交付対象となる作業に着手する前に、都道府県知事に対して交付金の交付申請を行うものとする。

ただし、適期作業や工期の確保など特段の事情があり、都道府県知事に当該交付金等の交付が決定された後に、都道府県知事が認める場合においては、都道府県知事の定めるところにより、事業実施主体から交付決定前着手届を提出させることをもって交付決定前の事業開始を認めることができる。

- b 事業実施主体が都道府県知事に行う交付申請については、「森林環境保全整備事業実施要領の運用」（平成14年12月26日付け14林整整第580号林野庁森林整備部整備課長通知）第13の2及び3の規定を準用する。

- c 事業実施主体からの委任を受けて本事業の交付金の交付申請又は受領を行う者への都道府県知事の指導については、「森林環境保全整備事業実施要領の運用」第15の2の規定を準用する。また、事業主体が受託により事業を実施する場合の取扱いについては、同運用第20の規定を準用する。

（エ）交付金の算定について

- a 本事業の交付金の額は、事業完了後に、都道府県知事の定める定額単価等と事業の実行に要した経費（以下「実行経費」という。）を比較し、いずれか低い金額をもって交付金の額とする。なお、関連条件整備活動の実行経費は、間伐材の生産の実行経費とは別に算出しなければならない。

- b 本事業と他の国庫交付事業等の伐採等を一体的に実施する場合であって、施行地別の経費が明確に区分し難い場合は、伐倒作業に要した経費は施業面積により、搬出作業に要した経費は搬出材積により按分して算出し、これらを合算した金額をもって本事業の実行経費とすることができる。

- c 森林所有者が、自己所有森林において、自らが従事して本事業を実施する場合の取扱いは、以下のとおりとする。

- (a) 森林所有者自らが間伐材の生産に従事した作業日数分の人件費については、作業日誌等により本事業に従事した日数及びその内容が確認できる場合に限り、事業実施年度に該当する 都道府県別の「公共工事設計労務単価」を上限として算出した経費を、実行経費に含めることができる。
 - (b) 雇用労働力により事業を実施した場合の現場監督費については、森林所有者自らが作業を行わずに現場監督のみを行った日数に係る経費を実行経費に加算することができる。
 - (c) 本事業の実施に当たり対象森林の調査を行う場合は、別途、関連条件整備活動を活用することができる。
 - (d) 交付対象面積については、「森林環境保全整備事業実施要領の運用」第 16 の 4 の (2) の規定を準用する。
 - (オ) 木質バイオマスエネルギー転換促進計画に基づく里山林の整備を実施する場合は、バイオマス活用推進計画、バイオマス産業都市構想又はバイオマス利活用の中期的方針が策定されている若しくは策定される市町村と隣接する市町村、策定されることが確実と見込まれる地域における取組又はその他集落等の単位でバイオマスの利活用を進めている取組であること。
 - (カ) 竣工検査等について
検査の方法等については、「森林環境保全整備事業実施要領」の第 9 のほか、林野庁整備課長が別に定める造林補助事業の竣工検査内規例を準用する。
 - (キ) その他
以上のほか、細部の手続、様式等については、本事業の目的及び趣旨に基づき都道府県知事が定めるものとする。
- ②路網整備・機能強化
- ア 採択基準
- (ア) 林業専用道（規格相当）及び森林作業道共通
生産基盤強化区域において行われるものであり、かつ、選定経営体（交付要綱別表の区分の欄Ⅰの事業実施主体等の欄Ⅱの（２）に規定する選定経営体をいう。以下同じ。）による人工造林等が計画されていること。
ただし、点検診断においては、当該生産基盤強化区域内の林道施設のほか、当該生産基盤強化区域内の林業生産基盤整備道等を通して、木材の輸送経路となっている生産基盤強化区域外の林道施設も対象とする。
 - (イ) 林業専用道（規格相当）
 - a 都道府県知事が定める林業専用道作設指針の基準を満たすものであること。
ただし、これにより難しい場合、都道府県知事が新たな基準を定め林野庁長官に協議すること。
 - b 建設事業体の参入機会を設ける観点から、本体工事については外部に発注すること。
ただし、建設事業体との共同事業として実施する等外部に発注することができない場合や、外部に発注しないことにより事業執行の迅速化や効率化に大きな効果が見込まれる場合等の例外的な場合を除く。
 - (ウ) 森林作業道
都道府県知事が定める森林作業道作設指針の基準を満たすものであること。
- (エ) 機能強化
- a 選定経営体による人工造林等の施業が計画されている生産基盤強化区域内に設置されている又は当該生産基盤強化区域と製材工場等を結ぶ既設林道、既設林業専用道、既設林業専用道（規格相当）及び本事業で開設する林業専用道（規格相当）を対象とする。
 - b 工事の発注等については（イ）【林業専用道（規格相当）】に準ずる。
 - c 林道及び林業専用道については、地域森林計画に記載されている林道規程に規定する自動車道を対象とする。
 - d 林野庁インフラ長寿命化計画に係る個別施設計画に位置付けられた長寿命化対象施設は対象外とする。
 - e 林業専用道及び林業専用道（規格相当）については、都道府県知事が定める林業専用道作設指針等の基準を満たすものを対象とする。
 - f 機能強化（単独型）の改良効果指数は、0.9 以上であることとする。
 - g 機能強化（単独型）の利用区域内森林面積等
 - (a) 林道については、利用区域内森林面積が、50 ヘクタール（振興山村又は過疎地域にあっては、30 ヘクタール）以上であることとする。
 - (b) 林業専用道については、利用区域内森林面積及び直接の対象となる森林の面積が 10 ヘクタール以上であることとする。
 - h 機能強化（単独型）の事業費
 - (a) 林道

- i 1箇所につき（舗装以外）の場合は、40万円以上900万円未満
- ii 1路線につき（舗装）の場合は、40万円以上2,400万円未満
- (b) 林業専用道及び林業専用道（規格相当）
 - i 1箇所につき（舗装以外）の場合は、40万円以上200万円未満
 - ii 1路線につき（舗装）の場合は、40万円以上200万円未満

イ 細則

(ア) 林業専用道（規格相当）

- a 事業実施主体について
事業実施主体は、交付要綱別表の区分の欄Ⅰの事業実施主体等の欄の2の(2)による。
- b 事業の実施について
 - (a) 原木安定供給計画で定められた原木生産目標の達成に資することとする。
 - (b) 設計・技術審査会の設置
 - i 林業専用道（規格相当）の整備を推進するため、必要に応じて都道府県に設計・技術審査会（以下「審査会」という。）を設置することとし、その設置状況を林野庁長官へ報告すること。
 - ii 審査会の構成員には、林業専用道作設指針に精通した技術者など、専門的な知見を有する者を含めること。
 - iii 審査会は、事業実施主体が自ら工事を実施する場合等について、その理由、技術的な適正性及び必要となる措置等について検討し、都道府県知事へ報告する等の事務を行うこと。
 - iv 審査会は、施工予定路線ごとの平均横断地山傾斜が適切に算出されているかを確認し、
 - a、b、cごとの傾斜区分に仕分けを行い都道府県知事へ報告することとし、予定路線の傾斜区分に変更が生じた場合は、その理由、技術的な適正性について検討し、都道府県知事へ報告すること。
 - (c) 定額の単価
 - i 定額の単価は要領別表2によることとし、林業専用道（規格相当）（施設一体型）、それ以外のものを別に定めること。
ただし、施設一体型については、日EU・EPA対策として整備される施設及びこれらの施設と木材安定取引協定等を締結する施設からおおむね50kmの範囲内において、（オ）に定める土場等を一体的に整備するものであること。
 - ii 本事業の交付金の額は、事業完了後に、都道府県知事の定める定額単価と実行単価を比較し、いずれか低い金額をもって交付金の額とする。
 - (d) 調査設計及び施工管理については以下によること。
 - i 「林道工事調査等業務標準仕様書」（平成16年4月1日付け15林整計第351号林野庁長官通知）及び「林道工事標準仕様書」（平成元年12月25日付け元林野基第679号林野庁長官通知）に基づき行うこと。
 - ii アの（イ）のa【林業専用道（規格相当）の基準】のただし書により、都道府県知事が地域の実情に応じた規格・構造や測量・調査・設計等について、林野庁長官に協議した場合は、都道府県知事は、必要な技術基準及び仕様書を定める等、適切に調査設計及び施工管理が行えるようにすること。
 - iii アの（イ）のb【林業専用道（規格相当）の発注】のただし書により、事業実施主体が自ら工事を実施する場合の調査設計、施工管理及び事業費の積算については、「林業専用道（規格相当）の作設を事業主体が自ら実施する場合の事業費の積算及び施工管理等について」（平成26年2月7日付け25林整整第1196号林野庁森林整備部整備課長通知）及び別表2に定めるところにより行うこと。
また、事業実施主体は、林業専用道の作設等の土木建設工事の実績や建設業の許可、工事の実行体制（建設機械運転、施工管理の有資格者の配置等）など、技術的な適正性について審査会の承認を得ること。審査会は、承認をした場合は、遅滞なくその旨を都道府県知事に報告すること。
 - (e) 工事完成検査
 - i 検査の方法等については、林道工事調査等業務標準仕様書及び林道工事標準仕様書に基づき行うこと。
 - ii アの（イ）のa【林業専用道（規格相当）の基準】のただし書により、都道府県知事が林野庁長官に協議した場合は、都道府県知事は別に検査要領を定め、適切に工事完了検査を行うこと。
 - (f) 関連条件整備活動については、林業専用道（規格相当）整備と一体的に実施すること。
- (イ) チェックリストについて
 - a 事業実施主体は、林業専用道（規格相当）の作設に当たり「林業専用道の作設に関するチェックリスト例の送付について（平成23年4月6日付け23林整整第5号林野庁森林整備部整備課長通知）」において示すチェックリストにより内容を確認すること。

- b 都道府県は、事業関係者間でチェックリストを活用した取組が行われるよう働きかけること。
- (ウ) 研修等受講者の活用について
 - 林業専用道（規格相当）の作設に当たっては、丈夫で簡易な路網整備の着実な推進を図っていく観点から、可能な限り路網整備に係る人材研修等の受講者の積極的な活用を図ること。
- (エ) 台帳の作成及び管理について
 - a 林業専用道（規格相当）を作設した事業実施主体は、第6の2により適切に施設の管理を行うことができるよう、位置図及び平面図を備えた台帳を作成し保存すること。
また、都道府県知事からの求めに応じ、これをいつでも提示できるよう、管理すること。
 - b 事業実施主体は、作設した林業専用道（規格相当）について市町村と情報の共有を行い、市町村は、市町村森林整備計画概要図に反映させるとともに参考資料として林業専用道（規格相当）の作設年度及び位置番号（以下「作設年度等」という。）を付した平面図を保存し、広く情報の提供を行うこと。
 - c 都道府県知事は、作設された林業専用道（規格相当）が管理者により適切に管理されるよう、実態把握や周知等の取組を行うよう努めること。
- (オ) 土場等の作設については以下によること。
 - a 土場の用地に係る面積は、1箇所あたり 200 m²以上とする。この場合、設置箇所の地形、林業専用道（規格相当）開設の工程及び路網の配置、使用する林業機械（高性能林業機械を含む。以下同じ。）を考慮するものとする。
 - b 土場の設置間隔は、採用する作業システム、林業機械の組合せ及び規模を考慮して決定するものとする。この場合、目安は次によることとする。
 - (a) 車両系システムによる場合は、300mから 600m
 - (b) 架線系システムによる場合は、30mから 50m
 - c 取付道路については、原則として延長 200m以内とするほか、車道幅員は、作業システムを考慮して決定するものとする。
 - d 作業用地及び取付道路の設置箇所が道路法（昭和 27 年法律第 180 号）に規定する道路に接して設置することとなる場合は、道路法第 24 条の規定による協議を行うものとする。
- (カ) 点検診断を行った場合は、個別施設計画の作成等に努めること。
- (キ) 調査設計及び施工管理については以下によること。
 - a 森林整備保全事業調査、測量、設計及び計画業務標準仕様書及び森林整備保全事業工事標準仕様書に基づき行うこと。
 - b (ア) の b の (d) の ii **【林業専用道（規格相当）の設計等の協議】** に準ずる。
 - c (ア) の b の (d) の iii **【林業専用道（規格相当）の積算等】** に準ずる。
- (ク) 工事完成検査
 - a 検査の方法等については、森林整備保全事業調査、測量、設計及び計画業務標準仕様書及び森林整備保全事業工事標準仕様書に基づき行うこと。
 - b (ア) の b の (e) の ii **【林野庁長官に協議した場合の検査】** に準ずる。
- (ケ) 森林作業道
 - a 事業実施主体について
事業実施主体は、交付要綱別表の区分の欄Ⅰの事業実施主体等の欄の2の(2)による。
 - b 事業の実施について
 - (a) 原木安定供給計画で定められた原木生産目標の達成に資することとし、人工造林等の施業を実施する箇所までの到達路網を作設する場合であること。
ただし、事業を効率的に実施するために必要な場合は、一体的に実施する人工造林等の施業に一定期間先行して実施することができるものとする。
なお、この場合の「一定期間」は2年（当該森林作業道を利用して実施する人工造林等の施業が森林経営計画又は特定間伐促進計画に基づくものである場合は、これらの計画期間内）とする。
 - (b) 定額の単価
 - i 定額の単価は要領別表2によること。
 - ii 本事業の交付金の額は、事業完了後に、都道府県知事の定める定額単価と実行経費を比較し、いずれか低い金額をもって交付金の額とする。
 - c 関連条件整備活動については、森林作業道整備と一体的に実施することとする。
 - d 研修等受講者の活用について
(ウ) **【研修等受講者の活用】** に準ずる。
 - e 竣工検査について
検査の方法等については、森林環境保全整備事業実施要領の第9及び造林補助事業竣工検査内規例を準用する。
 - f 台帳の作成及び管理について

- (a) 森林作業道の台帳の作成及び管理については、(エ)のa【林業専用道（規格相当）の台帳の作成】に準ずる。
 - (b) 事業実施主体は、作設した森林作業道について市町村と情報の共有を行い、市町村は市町村森林整備計画概要図の参考資料として、作設年度等を付した平面図を保存し、市町村における路網資料として活用すること。
なお、市町村は、平面図を参考に市町村森林整備計画概要図に作設年度等を付記すること。
- (コ) 機能強化（単独型）
- a 事業の実施について
 - (a) 設計・技術審査会の設置
 - i (ア)のbの(b)のi【林業専用道（規格相当）】に準じる。
 - ii 審査会の構成員には、林道規程、林業専用道作設指針等に精通した技術者など、専門的な知見を有する者を含めること。
 - iii (ア)のbの(b)のiii【林業専用道（規格相当）】に準じる。
 - iv 審査会は、施工予定箇所において機能強化を実施するに当たって、その適正性を確認し、その結果を都道府県知事に報告すること。
 - (b) 調査設計及び施工管理
 - i 森林整備保全事業調査、測量、設計及び計画業務標準仕様書及び森林整備保全事業工事標準仕様書に基づき行うこと。
 - ii アの(エ)のb【機能強化の工事の発注等】において準用するアの(イ)のa【林業専用道（規格相当）の基準】のただし書により、都道府県知事が地域の実情に応じた規格・構造や測量・調査・設計等について林野庁長官に協議した場合は、都道府県知事は、必要な技術基準及び仕様書を定めるなど、適切に調査設計及び施工管理が行えるようにすること。
 - iii アの(エ)のb【機能強化の工事の発注等】において準用するアの(イ)のb【林業専用道（規格相当）の発注】のただし書により、事業実施主体が自ら工事を実施する場合の調査設計、施工管理及び事業費の積算については、「林業専用道（規格相当）の作設を事業実施主体が自ら実施する場合の事業費の積算及び施工管理等について」及び別表2に定めるところにより行うこと。
また、事業実施主体は、林道等の作設等の土木建設工事の実績や建設業の許可、工事の実行体制（建設機械運転、施工管理の有資格者の配置等）など、技術的な適正性について審査会の承認を得ること。審査会は、承認をした場合は、遅滞なくその旨を都道府県知事に報告すること。
 - (c) 工事完成検査
 - i 検査の方法等については、森林整備保全事業調査、測量、設計及び計画業務標準仕様書及び森林整備保全事業工事標準仕様書に基づき行うこと。
 - ii アの(エ)のb【機能強化の工事の発注等】において準用するアの(イ)のa【林業専用道（規格相当）の基準】のただし書により、都道府県知事が林野庁長官に協議した場合は、都道府県知事は別に検査要領を定め、適切に工事完了検査を行うこと。
 - (d) 関連条件整備活動については、機能強化と一体的に実施すること。
 - b 工種について
 - (a) 橋りょう改良
架設後5年以上を経過した橋りょうについての工事であって、次に掲げるものとする。
 - i その機能が喪失しているもの又は著しく低下していると認められるものを永久構造の橋りょう（必要最小限度の取付道路を含む。）に架け替える工事
 - ii 当該橋りょうを架け替えることが著しく困難又は不適當な場合において、これに代わるべき必要な施設を新設する工事
 - iii 当該橋りょうを塗装する工事
 - (b) 局部改良
現行の林道規程に定める勾配又は曲線半径の制限を超える箇所等の勾配又は曲線を修正する工事、待避所（車廻しを含む。）、林業作業用施設、排水施設、防護施設又は路側施設を新設又は修正する工事及び路床又は路盤の構造を修正する工事とする。
 - i 勾配修正
開設後5年以上を経過した林道、林業専用道又は林業専用道（規格相当）（以下「林道等」という。）について、林道規程に定める制限を超える勾配箇所の勾配を修正するものとし、当該勾配の修正に必要な取付道路又は片勾配の設置を含むものとする。
 - ii 曲線修正
開設後5年以上を経過した林道等について、林道規程に定める制限を超える曲線半径箇所の曲線を修正するものとする。この場合、当該曲線の修正に必要な拡幅又は当該修正を要する曲線の直近の曲線であって、当該修正を要する曲線と同時に修正するものを

含むものとする。

iii 待避所施設

当該路線の使用実態から必要な待避所又は車廻しの新設又は修正とする。

iv 林業作業用施設

当該路線を利用する森林施業の実施上必要な林業作業用施設の新設又は修正とする。

v 排水施設

当該路線の路面又は路体の現況から、林道等の維持管理に必要な箇所への溝渠の新設又は修正とし、この際、安全に排水を行うのに必要な水路の延長、水叩工又は柵工等の流末処理を含むものとする。

vi 防護施設

屈曲又はがけ等が存在するため、転落の危険のおそれのある箇所又は落石等（なだれによるものを除く。）により通行に支障を及ぼし、若しくは路体に損傷を与えるおそれのある箇所に次の構造物を新設又は修正するものとする。

(i) 鉄筋コンクリート製高欄

(ii) コンクリート柱

(iii) 落石防止柵

(iv) 落石防止擁壁

(v) 落石防止覆

(vi) その他上記 (i) から (v) までに類する構造物

(c) 雪害防止

次に掲げる林道等に係る雪害防止施設（なだれ、吹きだまり等による雪害を防止するための柵工、階段工、防止壁又はスノーシェッド等の施設で、治山事業において計画されていないものをいう。）を新設する工事とする。

i 冬山生産が行われている地域にある林道等

ii 雪害により路体に被害を及ぼすような箇所があるため予防施設を必要とする林道等

iii 沿道に人家又は公共施設がある林道等

(d) ずい道改良

施工後5年以上を経過したずい道で、その断面が現行の林道規程に定める建築限界を満足しないもの等又は落石、落盤により著しく通行に支障があると認められるものを修正する工事とする。

(e) 幅員拡張

開設後5年以上を経過した林道等であって、林道規程に定める自動車道に該当するものについて、その幅員を修正する工事とする。

(f) のり面保全

林道等に係るのり面の崩壊、土砂の流出等を防止するために必要な施設を新設又は修正する工事とする。

(g) 交通安全施設

道路標識、道路反射鏡、視線誘導標、防護柵、照明施設又は区画線を新設又は修正する工事とする。

(h) 舗装及び路面工

雨水等による路面の浸食を防止するため、林道等をアスファルト又はコンクリート等で舗装する工事又はコンクリート等で路面を強化する工事とする。

(サ) 機能強化（一体型）

a 事業の実施について

(コ) 【機能強化（単独型）】のaに準ずる。

b 工種について

自然災害の激甚化、木材生産量の増加等を踏まえ、林業専用道（規格相当）の開設と一体的に整備する防護施設、交通安全施設等とする。

(シ) 航空レーザ計測

a 航空レーザ計測については、林業専用道（規格相当）又は森林作業道の整備を計画している地域を含む市町村単位（100 ㎩から 200 ㎩を目安とする）の森林で実施することを基本とする。

b 航空レーザ計測における照射密度は、4 点/㎡とする。

c 事業実施主体は、航空レーザ計測の成果物を用いて、路網の線形の検討に活用すること。

d 事業実施主体は、林野庁による森林資源情報の提供や公開等に向け、本事業で整備した森林情報の解析結果を林野庁に対し、電磁的記録媒体で提供するよう努めるものとする。

③再造林の低コスト化

ア 採択基準

(ア) 従来の造林に比べ、効率化・低コスト化が図られると期待される技術を導入するものであること。なお、事業の実施に当たっては、幅広い取組を実施するよう配慮すること。

- (イ) 1 施行地が 0.1ha 以上であること。なお、1 施行地とは原則として接続する区域とし、事業実施主体が本事業を申請する際の最低単位とすることができる。
- (ウ) 一貫作業システムを実施するにあたっては、集材と植栽の両方を実施した場合のみ支援対象とし、原則、集材と植栽の実施年度が同年度であること。

イ 細則

(ア) 事業の実施主体について

事業実施主体は、交付要綱別表の区分の欄Ⅰの事業実施主体等の欄Ⅱの(2)の③によるものとし、原木安定供給計画参画事業実施主体であり、体質強化・花粉削減計画の対象とする木材加工流通施設及び高度加工処理施設への原木供給実績を確認できること。

(イ) 事業の実施について

- a 補植、保育等成林に必要な保育管理その他知事が必要と認める事項を遵守すること。
- b 一貫作業システムを実施するにあたっては、主伐時の集材と人工造林の事業実施主体が異なる場合も支援対象とし、その場合の交付申請について、各事業を行う事業実施主体の合意を得て委任により一方の事業を行う事業実施主体が行うことも可能とする。
- c 関連条件整備活動の森林作業道の整備については、継続的に使用され、かつ、都道府県知事が定める森林作業道作設指針の基準を満たすものであること。また、研修受講者の活用並びに台帳の作成及び管理については、②のイの(ウ)【研修等受講者の活用】及び②のイの(ケ)のf【台帳の作成及び管理】に準ずる。
- d 鳥獣害防止施設のうち防護柵については、簡易な工作物とする。なお、保護すべき施行地が小規模・分散している場合は、複数の施行地を含む森林を対象とすることができることとする。
- e 本事業の完了年度の翌年度から起算して5年以内に、事業実施箇所を森林以外の用途に転用(事業実施箇所を売り渡し若しくは譲渡し又は賃借権、地上権等を設定させた後、当該事業実施箇所が森林以外の用途に転用される場合を含む。)する行為又は事業実施箇所の地上の立木の全面伐採除去を行う行為(森林作業道整備、森林災害等復旧林道整備又は林業専用道整備の事業により整備した施設の維持管理のために必要な行為を除く。)をしようとする場合は、あらかじめ都道府県知事にその旨を届け出るとともに、当該行為をしようとする森林等につき交付を受けた交付金相当額を返還すること。

(ウ) 交付申請について

- a 事業実施主体は、都道府県知事の定めるところにより、原則として、交付金の交付対象となる作業に着手する前に、都道府県知事に対して交付金の交付申請を行うものとする。
ただし、適期作業や工期の確保など特段の事情があり、都道府県知事に当該交付金等の交付が決定された後に、都道府県知事が認める場合においては、都道府県知事の定めるところにより、事業実施主体から交付決定前着手届を提出させることをもって交付決定前の事業開始を認めることができる。
- b 事業実施主体が都道府県知事に行う交付申請については、「森林環境保全整備事業実施要領の運用」(平成14年12月26日付け14林整整第580号林野庁森林整備部整備課長通知)第13の2の規定を準用する。
- c 事業実施主体からの委任を受けて本事業の交付金の交付申請又は受領を行う者への都道府県知事の指導については、「森林環境保全整備事業実施要領の運用」第15の2の規定を準用する。
また、事業主体が受託により事業を実施する場合の取扱いについては、同運用第20の規定を準用する。

(エ) 交付金の算定について

- a 本事業の交付金の額は、事業完了後に、都道府県知事の定める定額の単価と事業の実行に要した経費(以下「実行経費」という。)を比較し、いずれか低い金額をもって交付金の額とする。なお、関連条件整備活動の実行経費は、一貫作業システム、低コスト造林又は下刈りの実行経費とは別に算出しなければならない。
- b 本事業のうち、支援対象となる末木枝条の集材の実行経費は、主伐時の集材に係る実行経費に主伐時の搬出材積に対する末木枝条部分の搬出材積の比率を乗じて得た額とする。
- c 森林所有者が、自己所有森林において、自らが従事して本事業を実施する場合の取扱いは、以下のとおりとする。
 - (a) 森林所有者自らが一貫作業システム、低コスト造林又は下刈りに従事した作業日数分の人件費については、作業日誌等により本事業に従事した日数及びその内容が確認できる場合に限り、事業実施年度に該当する都道府県別の「公共工事設計労務単価」を上限として算出した経費を、実行経費に含めることができる。
 - (b) 雇用労働力により事業を実施した場合の現場監督費については、森林所有者自らが作業を行わずに現場監督のみを行った日数に係る経費を実行経費に加算することができる。
 - (c) 本事業の実施に当たり対象森林の調査を行う場合は、別途、関連条件整備活動を活用

することができる。

- d 交付対象面積については、「森林環境保全整備事業実施要領の運用」第16の4の(2)の規定を準用する。

(オ) 竣工検査等について

①のイの(カ)【間伐材生産の実施の竣工検査等】に準ずる。

(カ) その他

以上のほか、細部の手続、様式等については、本事業の目的及び趣旨に基づき都道府県知事が定めるものとする。

④高性能林業機械等の整備

ア 採択基準

(ア) 機能要件

- a 体質強化・花粉削減計画に基づき実施する高性能林業機械等の整備であること。
- b 林業機械の整備【素材生産型】については、素材生産量又は素材生産性等の目標が、原則として都道府県の目標数値以上であること又は目標数値の伸び率以上であること。
- c 林業機械の整備【造林保育型】については、導入機械に応じて地拵え若しくは下刈りに要するha当たりの人工数の目標又は苗木運搬に要する苗木1,000本当たりの人工数の目標が、原則として都道府県の目標数値以下であること又は目標数値の縮減率以上であること。
- d 通信環境等の整備及び研修用機械の整備については、労働災害の発生件数縮減に関する都道府県の目標数値の達成に必要なことが明らかであること。

(イ) その他の要件

- a 施設の規模、性能等は、受益範囲、利用計画等からみて適切なものとする。
- b 1事業費は、おおむね500万円以上とする。
ただし、林業機械の整備【造林保育型】においてヘッドのみを導入する場合、林業用資材運搬ドローンを導入する場合又は通信環境等を整備する場合の1事業費は、おおむね100万円以上とする。
- c 林業機械の整備【素材生産型】については、導入機種を選定理由、施業地の確保及び人材確保・育成の見通しを明らかにすること。

イ 細則

(ア) 事業実施主体について

事業実施主体は、交付要綱別表の区分の欄Ⅰの事業実施主体等の欄2の(2)の④によるものとし、林業機械の整備【素材生産型】については、施業集約化等に取り組み、年間3,000 m³以上の素材生産実績を有すること又は要領別表3に定める目標年度までに、年間3,000 m³以上の素材生産量を達成する計画となっていること。また、地域の原木供給対策のための協議会に参画又は参画している者と連携して事業を実施しており、合法性ガイドライン3により木材・木材製品の合法性、持続可能性を証明する方法が確立されていること又は確立されることが確実であると認められること。

(イ) 貸付けを行う事業については、次の要件を満たすものとする。

- a 事業実施主体と利用者との間において、貸付けの目的、期間、貸付料、貸付料納入の期限及び方法、目的外使用の禁止等の事項について明記された貸付契約を締結すること。
- b 貸付料は、「事業実施主体が負担する金額(事業費－交付額)／耐用年数＋年間管理費」以下であること。
- c 整備する機械施設は、貸付けのための林業機械、当該機械を収納するために一体的に整備する機械保管庫及びこれらの附帯施設であること。
- d 事業実施主体は、用地選定、用地交渉、敷地造成、登記、設計、建築及び施設のメンテナンスについて責任をもって実施するものであること。
- e 利用者は、高性能林業機械等を利用するに当たっては責任をもって行い、災害等により当該機械に異常が起きた場合は、速やかに事業実施主体に報告するものであること。

(ウ) 林業用四輪駆動ダンプトラックについては、道路法、道路交通法その他積載物の運搬に係る法令を遵守するとともに、次に掲げる基準を満たすものであること。

- a 林業用四輪駆動ダンプトラックの規格については、以下の項目を全て満たすものであること。
- (a) 四輪駆動であり、トランスミッションはMTであること。
- (b) 排気量は4,000cc以上であること。
- (c) 補助ブレーキとして排気ブレーキを装備していること。
- (d) 最小回転半径は6m以下であること。
- (e) LSD(リミテッド・スリップ・デフ)又はLSDと同様にタイヤが空転した際に起こるスタックを回避するための機能を有していること。
- (f) 1速の総減速比(1速の変速比×最終減速比)が29.5以上であること。
- (g) リヤデフまでの高さ(最低地上高)が160mm以上であること。

- (h) 荷台は林業用に架装していること。
- b 導入後に資産計上を行い、かつ、以下のすべてを満たすものであること。
 - (a) 車体に法人名等が印刷されていること。
 - (b) 運行記録、業務日報が整備されていること。
 - (c) 任意保険の使用目的設定が「事業使用」であること。なお、本来の交付目的の遂行に支障を及ぼさない範囲で、農業等の他の用途に一時使用することについては妨げない。

ウ その他

事業内容には、附帯施設の整備を含む。

⑤特用林産物省エネルギー化施設等整備

ア 採択基準

(ア) 機能要件

- a 当該特用林産物の生産量等の目標が原則として都道府県の目標値の伸び率以上であること。
- b 施設の入替えにおいては、従来の施設より燃油使用量が 15%以上縮減すること又はエネルギー効率が 15%以上向上すること。

(イ) その他の要件

- a 施設の規模、性能等は、受益範囲、利用計画等からみて適切なものとする。
- b 1 事業費は、おおむね 300 万円以上とする。ただし、燃油使用量の低減等省エネルギー化に資する施設の入替えについてはおおむね 100 万円以上とする。

イ 細則

(ア) 事業実施主体について

事業実施主体は、交付要綱別表の区分の欄Ⅰの事業実施主体等の欄 2 (3) ①による。ただし、a から e までに掲げる者については、以下の条件を満たすこと。

a 森林組合

(1) の②のアの (ア) の a 【森林組合】に準ずる。

b 林業者等の組織する団体

- (a) 林業を営む者（特用林産物の生産を行う者を含む。）、森林組合、森林組合連合会、農事組合法人、農業協同組合及び農業協同組合連合会が主たる構成員又は出資者（原則として、事業実施地域において事業を行っている者又は居住する者に限る。）となっており、かつ、これらの者がその事業活動を実質的に支配することができると認められる団体（中小企業等協同組合を含む。）とする。

ただし、特用林産物の生産を行う者、農事組合法人、農業協同組合及び農業協同組合連合会が主たる構成員又は出資者となり得るのは、特用林産物に係る施設を整備する場合に限るものとする。

林業者等の組織する団体のうち法人格のない事業実施主体にあつては、特定の構成員の加入脱退と関係なく、一体として経済活動の単位になっているものに限るものとする。

- (b) (1) の②のアの (ア) の b の (b) 【林業者等の組織する団体の要件】に準ずる。

c 地方公共団体等が出資する法人

- (a) 林業を営む者（特用林産物の生産を行う者を含む。）、森林組合、森林組合連合会、農事組合法人、農業協同組合若しくは農業協同組合連合会（これらの者のうち、原則として、事業実施地域において事業を行っている者又は居住する者に限る。）及び地方公共団体が主たる構成員又は出資者となっている若しくは地方公共団体のみが出資者となっており、かつ、これらの者がその事業活動を実質的に支配することができると認められる法人で林業の振興を目的とするものとする。

ただし、特用林産物の生産を行う者、農事組合法人、農業協同組合及び農業協同組合連合会が主たる構成員又は出資者となり得るのは、特用林産物に係る施設を整備する場合に限るものとする。

- (b) (1) の②のアの (ア) の d の (b) 【地方公共団体等が出資する法人の要件】に準ずる。

d 地域材を利用する法人

次の (a) から (c) までの要件を満たすものとする。

- (a) 特用林産物の生産、加工又は流通を行う者が主たる構成員又は出資者となっており、かつ、これらの者がその事業活動を実質的に支配できると認められる法人とする。
- (b) 木材安定取引協定の締結等に基づき、一定量の地域材の利用の増大を目的とするものとする。
- (c) 整備する施設の受益戸数は、木材安定取引協定等の締結者に読み替える。

e 特認団体

次のいずれかの者とする。

- (a) 工種ごとの事業実施主体に該当する者（特認団体を除く。）の有する議決権の合計が

議決権全体の過半を占める団体

(b) その他事業目的に資するものとして都道府県知事から協議のあった団体

f 特用林産物生産施設及び特用林産物加工流通施設整備の全ての事業実施主体について特用林産物の生産原料資材等に木材又は竹材を利用する施設の場合は、3年以上の期間、地域の木材を年間概ね100 m³以上利用する木材安定取引協定等を締結すること。

(イ) 特用林産物生産基盤整備の対象は、以下を満たすものとする。

a 作業道等整備の要件は次のとおりとする。

(a) 作業道の開設及び改良

i 交付対象とする作業道は、都道府県知事が定めた作業道開設基準に適合するものとする。

ii 利用区域面積

路線ごとに利用区域面積が次に掲げる基準におおむね該当するものとする。

きのこ：伏込地又はほだ場が1 ha 以上

iii 延長：作業道の開設に当たっては、1路線の延長は、おおむね100m 以上とする。

iv 舗装は部分施工とする。

(b) モノレール、連絡道の施設の規模、構造等は、それぞれの目的に合致したものとする。

(ウ) 特用林産物生産施設及び特用林産物加工流通施設の整備を行うに当たっては、事業実施主体は、原則として、生産工程管理手法の導入を図るものとする。

(注) 生産工程管理手法とは、生産者自らが、①作業の計画を立て、チェックシートを定め、②チェックシートを確認し作業を行い、記録し、③記録を点検し、改善点を見出し、④次の生産に活用するという工程管理を行うための一連の手法のことをいう。

(エ) 特用林産物加工流通施設（集出荷施設に限る。）の整備を行うに当たっては、当該施設の受益範囲内の関係者との調整を行った上で計画するものとする。

(オ) 特用林産物の生産原料資材等に木材を利用する特用林産物生産施設又は特用林産物加工流通施設の整備を行う場合は、木材安定取引協定の締結等に基づき、3年以上の期間にわたり、地域の木材（きのこ原木、おが粉等）を年間おおむね100 m³以上を利用する施設を整備するものとする。

(カ) 特用林産物の振興を図るために必要な施設の整備を行う事業において、必要と認められる場合、事業実施主体は施設の貸付けを行うことができることとする。

施設の貸付けを行うに当たっては、次の要件を満たすものとする。

a 事業実施主体は、市町村、森林組合、森林組合連合会、地方公共団体等の出資する法人、農業協同組合及び農業協同組合連合会とする。

b 施設の貸付けを受ける者（以下「利用者」という。）は、林業（特用林産物）生産活動に積極的に取り組む意志のある林業経営体であること。

c 受益戸数は、原則として5以上の林業経営体であること。

d 事業実施主体は、貸付けに係る管理規程又は利用規程を定め、目的、管理責任者、貸付料、その他必要な事項を明らかにすること。

e 貸付料は、「事業実施主体が負担する金額（事業費－交付額）／耐用年数＋年間管理費」以下であること。

f 事業実施主体は、用地選定、用地交渉、敷地造成、登記、設計、建築及び施設のメンテナンス等について責任をもって実施すること。

g 利用者は、善良なる管理者の注意をもって利用することとし、災害等により当該施設に異常が起きた場合は、速やかに事業実施主体に報告すること。

h 事業実施主体と利用者の間においては、貸付けの目的、期間、貸付料、貸付料納入の期限及び方法、目的外使用の禁止等の事項について明記された貸付契約を締結すること。

なお、事業実施主体は、貸付契約の締結に当たっては、あらかじめ、都道府県知事に協議すること。

(キ) 収支を伴う施設について

該当する施設は、特用林産物生産施設、特用林産物加工流通施設及び廃床等活用施設とする。

(ク) 受益戸数は5以上とする。なお、事業実施主体が地域材を利用する法人である場合を除き、従事者数を受益戸数とみなすことができるものとする。

ウ その他

事業内容には、附帯施設の整備を含む。

⑥木質バイオマスエネルギー転換促進対策

ア 採択基準

(ア) 機能要件

受益範囲において、木質バイオマス利用量の目標が都道府県の目標値の伸び率以上であること又は未利用木質資源（地域の森林由来のものに限る。）の利用促進に関する都道府県の目標値の達成に資することが明らかであること。

(イ) その他の要件

- a 施設の規模、性能等は、受益範囲、利用計画等からみて適切なものとする。
- b 1事業費は、おおむね100万円以上とする。

イ 細則

(ア) 事業実施主体について

事業実施主体は、交付要綱別表の区分の欄Ⅰの事業実施主体等の欄2(3)②による。ただし、aからeまでに掲げる者については、以下の条件を満たすこと。

また、事業実施主体は、合法伐採木材等の流通及び利用の促進に関する法律第8条に規定する木材関連事業者の登録を受けるよう努めるものとする。

a 森林組合

(1)の②のアの(ア)のa【森林組合】に準ずる。

b 林業者等の組織する団体

(1)の②のアの(ア)のb【林業者等の組織する団体】に準ずる。

c 木材関連業者等の組織する団体

(1)の②のアの(ア)c【木材関連業者等の組織する団体】に準ずる。

d 地方公共団体等が出資する法人

(1)の②のアの(ア)d【地方公共団体等が出資する法人】に準ずる。

e 民間事業者等

地域が一体となって木質バイオマス供給施設等の整備を推進し、当該地域に賦存する未利用木質資源を効率的に活用することを目的として木質バイオマスのエネルギー利用の推進に取り組む事業者であること。

(イ) バイオマス活用推進計画、バイオマス産業都市構想又はバイオマス利活用の中期的方針が策定されている若しくは策定されることが確実と見込まれる地域における取組又はその他集落等の単位でバイオマスの利活用を進めている取組であること。

(ウ) 木質バイオマス資源の利用促進に資するもので、先進的かつモデル的な全国への波及効果の高い施設とすること。

(エ) 地域に賦存する木質バイオマスの総合的かつ計画的な利活用のために必要な施設であること。

(オ) 未利用間伐材等活用機材整備

未利用間伐材・林地残材等の収集・運搬の効率化及び木質バイオマスエネルギーへの転換促進に資する機材等の整備又は貸付けによる導入を行う事業とする。

(カ) 木質バイオマス供給施設整備

未利用木質資源をバイオマスエネルギーの原料として活用するために必要とし、かつ木質バイオマスエネルギーへの転換促進に資する施設の整備を行う事業とする。

(キ) 木質バイオマスエネルギー利用施設整備

木質バイオマスを燃料として利用するために必要とし、かつ木質バイオマスエネルギーへの転換促進に資する施設の整備又は貸付け用の薪ストーブ、ペレットストーブの導入を行う事業とする。

(ク) 未利用間伐材等活用機材整備における貸付用機械の導入に当たっては、次の要件を全て満たすものとする。

a 事業実施主体は、貸付けに係る管理規程又は利用規程を定め、目的、管理責任者、貸付料、その他必要な事項を明らかにすること。

b 事業実施主体は、施設のメンテナンス等について責任をもって実施すること。

c 事業実施主体と施設の貸付けを受ける者(オにおいて「利用者」という。)との間において、貸付けの目的、期間、貸付料、貸付料納入の期限及び方法、目的外使用の禁止等の事項について明記された貸付契約を締結すること。

なお、事業実施主体は、貸付契約の締結に当たっては、あらかじめ、都道府県知事に協議すること。

d 事業実施主体が年間に受領する貸付料は、「事業実施主体が負担する金額(事業費－交付額)／耐用年数＋年間管理費」以下であること。

e 利用者は、善良なる管理者の注意をもって利用することとし、災害等により当該施設に異常が起きた場合は、速やかに事業実施主体に報告すること。

f 協定等により製造する燃料等の出荷先が確保されていること。

(ケ) 木質バイオマスエネルギー利用施設整備における薪ストーブ、ペレットストーブ(貸付用を含む。)の導入に当たっては、次の要件を満たすものとする。

a 貸付用の場合、事業実施主体は、貸付けに係る管理規程又は利用規程を定め、目的、内容(種類、構造、規模、型式及び数量)、所在、管理責任者、利用の範囲、利用方法、貸付料、保管及び償却に関する事項を明らかにすること。

b 貸付用の場合、貸付料は、「事業実施主体が負担する金額(事業費－交付額)／耐用年数＋年間管理費」以下であること。

- c 貸付用の場合、事業実施主体と施設の貸付けを受ける者（オにおいて「利用者」という。）との間において、貸付けの目的、期間、貸付料、貸付料納入の期限及び方法、目的外使用の禁止等の事項について明記した貸付契約を締結すること。
 なお、事業実施主体は、貸付契約の締結に当たっては、あらかじめ、都道府県知事に協議すること。
- d 事業実施主体は、薪ストーブ、ペレットストーブの定期的な点検を適切に行うなど、その維持・管理に努めること。
- e 利用者は、善良なる管理者の注意をもって利用することとし、災害等により当該施設に異常が起きた場合は、速やかに事業実施主体に報告すること。
- (コ) 「地域内エコシステム」の構築に資する取組
 地域の関係者の連携の下、熱利用又は熱電併給により、森林資源を地域内で持続的に活用する取組に該当する場合は、別表 4 にその詳細を記載し、事業計画に添付すること。
- (サ) 「地域活用要件」は次の a 又は b のいずれかの条件を満たすものとする。条件を満たす場合は、別表 5 にその詳細を記載し、事業計画に添付すること。
 - a 「自家消費型・地域消費型」
 次の(a)～(c)のいずれかを満たすこと。
 - (a) 再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法（平成 23 年法律第 108 号）に基づく再生可能エネルギー発電事業計画（以下「発電事業計画」という。）に係る再生可能エネルギー発電施設により発電される電気量の少なくとも 30%を自家消費すること。すなわち、70%未満を特定契約の相手方である電気事業者に供給するものであること。
 - (b) 発電事業計画に係る再生可能エネルギー発電設備による電気を再生可能エネルギー電気特定卸供給により供給し、かつ、その契約の相手方に当たる小売電気事業者又は登録特定送配電事業者が、小売供給する電気量の 50%以上を当該発電設備が所在する都道府県内へ供給するものであること。
 - (c) 発電事業計画に係る再生可能エネルギー発電設備により産出された熱を原則として常時利用する構造を有し、かつ、当該発電設備により発電される電気量の少なくとも 10%を自家消費、すなわち、90%未満を特定契約の相手方である電気事業者に供給するものであること。
 - b 「地域一体型」
 次の(a)～(c)のいずれかを満たすこと
 - (a) 発電事業計画に係る再生可能エネルギー発電設備が所在する地方公共団体の名義（第三者との共同名義含む。）の取り決めにおいて、当該発電設備による災害時を含む電気又は熱の当該地方公共団体内への供給が、位置付けられているものであること。
 - (b) 地方公共団体が自ら事業を実施又は直接出資するものであること。
 - (c) 地方公共団体が自ら事業を実施又は直接出資する小売電気事業者又は登録特定送配電事業者は、当該発電事業計画に係る再生可能エネルギー発電設備による電気を再生可能エネルギー電気特定卸供給により供給するものであること。
- ウ その他
 事業内容には、附帯施設の整備を含む。

II 花粉の少ない森林への転換促進緊急総合対策交付金事業

1 花粉の少ない森林への転換促進緊急総合対策

(1) スギ材需要拡大対策

① 木材加工流通施設整備（花粉症対策）

ア 採択基準

(ア) 機能要件

第 3 の 1 の (2) 【体質強化・花粉削減計画の目標指標】のア～キに準ずる。

(イ) その他の要件

I の 2 の (1) の①のイ【その他の要件】に準ずる。

イ 細則

(ア) 事業実施主体について

a 事業実施主体は、交付要綱別表の区分の欄Ⅱの事業実施主体等の欄 1 による。

ただし、(a)～(e)までに掲げる者については、b～d の条件を満たすこと。

(a)～(e) I の 2 の (1) の②のアの(ア)【事業実施主体の要件】の a～e に準ずる。

b～d I の 2 の (1) の②のア【事業実施主体について】の(イ)～(エ)に準ずる。

(イ)～(ス) I の 2 の (1) の②【細則】のイ～ソに準ずる。

ウ その他

I の 2 の (1) の③【その他】に準ずる。

(2) スギ人工林の伐採・植替え等の加速化

①路網整備・機能強化

ア 採択基準

(ア) 林業専用道（規格相当）及び森林作業道共通

生産基盤強化区域内であって、スギ人工林伐採重点区域内において行われるものであり、かつ、選定経営体による人工造林等の施業が計画されていること。

ただし、点検診断においては、当該生産基盤強化区域内であって、スギ人工林伐採重点区域内に設置されている林道施設のほか、当該生産基盤強化区域内であって、スギ人工林伐採重点区域内の林業生産基盤整備道等を通し、木材の輸送経路となっている生産基盤強化区域外の林道施設も対象とする。

(イ) 林業専用道（規格相当）

Iの2の(2)の②のアの(イ)【林業専用道（規格相当）】に準ずる。

(ウ) 森林作業道

Iの2の(2)の②のアの(ウ)【森林作業道】に準ずる。

(エ) 機能強化

a 選定経営体による人工造林等の施業が計画されている生産基盤強化区域内であって、スギ人工林伐採重点区域内に設置されている又は当該生産基盤強化区域内であって、スギ人工林伐採重点区域内と製材工場等を結ぶ既設林道、既設林業専用道、既設林業専用道（規格相当）及び本事業で開設する林業専用道（規格相当）を対象とする。

b～h Iの2の(2)の②のアの(エ)【機能強化】のb～hに準ずる。

イ 細則

(ア) 林業専用道（規格相当）

a 事業実施主体について

Iの2の(2)の②のイの(ア)のa【事業実施主体】に準ずる。

b 事業の実施について

(a) 体質強化・花粉削減計画で定められた各目標の達成に資することとする。

(b)～(f) Iの2の(2)の②のイの(ア)のb【事業の実施】の(b)～(f)に準ずる。

c～i Iの2の(2)の②のイ【林業専用道（規格相当）の細則】の(イ)～(ク)に準ずる。

(イ) 森林作業道

Iの2の(2)の②のイの(ケ)【森林作業道】に準ずる。

(ウ) 機能強化（単独型）

Iの2の(2)の②のイの(コ)【機能強化（単独型）】に準ずる。

(エ) 機能強化（一体型）

Iの2の(2)の②のイの(サ)【機能強化（一体型）】に準ずる。

(オ) 航空レーザ計測

a 航空レーザ計測については、林業専用道（規格相当）又は森林作業道の整備を計画するスギ人工林伐採重点区域を含んだ区域で実施することとする。

b～d Iの2の(2)の②のイの(シ)【航空レーザ計測】のb～dに準ずる。

②再造林の低コスト化

ア 採択基準

(ア) スギ人工林伐採重点区域内で行われるものであり、従来の造林に比べ、効率化・低コスト化が図られると期待される技術を導入するものであること。なお、事業の実施に当たっては、幅広い取組を実施するよう配慮すること。

(イ)・(ウ) Iの2の(2)の③のア【採択基準】の(イ)・(ウ)に準ずる。

イ 細則

a 事業の実施主体について

事業実施主体は、交付要綱別表の区分の欄Ⅱの事業実施主体等の欄2の(2)によるものとする。

b 事業の実施について

(a) 植栽樹種については、「スギ花粉発生源対策推進方針」に定められた品種及び都道府県において花粉症を発生させるおそれがないとされた樹種とする。

(b)～(f) Iの2の(2)の③のイの(イ)【事業の実施について】のa～eに準ずる。

c 交付申請について

Iの2の(2)の③のイの(ウ)【交付申請について】に準ずる。

d 交付金の算定について

Iの2の(2)の③のイの(エ)【交付金の算定について】に準ずる。

e 竣工検査等について

Iの2の(2)の③のイの(オ)【竣工検査等について】に準ずる。

f その他

I の 2 の (2) の③のイの (カ) 【その他】に準ずる。

(3) 高性能林業機械等の整備

①採択基準

ア 機能要件

(ア) 体質強化・花粉削減計画に基づき実施する高性能林業機械等の整備であること。

(イ) 林業機械の整備については、素材生産量又は素材生産性等の目標が、原則として都道府県の目標数値以上であること又は目標数値の伸び率以上であること。

イ その他の要件

(ア) 施設の規模、性能等は、受益範囲、利用計画等からみて適切なものとする。

(イ) 1 事業費は、おおむね 500 万円以上とする。

(ウ) 導入機種を選定理由、施業地の確保及び人材確保・育成の見通しを明らかにすること。

②細則

ア 事業実施主体について

(ア) 事業実施主体は、交付要綱別表の区分の欄Ⅱの事業実施主体等の欄 3 によるものとし、体質強化・花粉削減計画において、スギ人工林伐採重点区域の市町村で施業を計画していること。

(イ) 素材生産量の過半がスギであること。

(ウ) 林業機械の整備については、施業集約化等に取り組み、年間 3,000 m³以上の素材生産実績を有すること又は要領別表 3 に定める目標年度までに、年間 3,000 m³以上の素材生産量を達成する計画となっていること。また、合法性ガイドライン 3 により木材・木材製品の合法性、持続可能性を証明する方法が確立されていること又は確立されることが確実に認められること。

イ 貸付けを行う事業については、I の 2 の (3) の④のイの (イ) 【貸付けを行う事業の要件】に準ずる。

③その他

事業内容には、附帯施設の整備を含む。

(4) 民間事業者による苗木増産の支援

①採択基準

ア 体質強化・花粉削減計画における苗木供給事業実施主体であり、体質強化・花粉削減計画参画事業実施主体に苗木の供給実績又は供給見込みがあることを都道府県知事が認める者であること。

イ 施設の規模、性能等は、受益範囲、利用計画等からみて適切なものとする。

ウ 1 事業費は、おおむね 50 万円以上とする。

②細則

ア 事業の実施主体について

事業実施主体は、交付要綱別表の区分の欄Ⅱの事業実施主体等の欄 4 による。

(ア) 林業種苗法に基づく生産事業者等

交付要綱別表の区分の欄Ⅱの事業実施主体等の欄 4 でいう林業種苗法（昭和 45 年法律第 89 号）第 10 条に基づく登録を受ける見込みの者とは、生産事業を開始するまでに都道府県知事の登録を受けることが確実に認められる者とする。

(イ) 認定特定増殖事業者等

交付要綱別表の区分の欄Ⅱの事業実施主体等の欄 4 でいう森林の間伐等の実施の促進に関する特別措置法（平成 20 年法律第 32 号）第 9 条第 1 項に基づく認定を受ける見込みの者とは、生産事業を開始するまでに都道府県知事の認定を受けることが確実に認められる者とする。

(ウ) その他都道府県知事等が認める団体等

交付要綱別表の区分の欄Ⅱの事業実施主体等の欄 4 でいうその他都道府県知事が認める団体等とは、種苗を生産し、安定供給に寄与すると都道府県知事が認める者とする。

イ コンテナ苗生産基盤施設等整備について

原則として「スギ花粉発生源対策推進方針」に基づき、花粉の少ない森林への転換に必要な苗木増産のための施設であることとする。種子選別機の導入に当たっては、受益戸数は種子選別機利用者数とし、5 戸以上であること。

別表 2 (第 5 の 3 関係) 施設別の上限事業費

上限事業費	合板・製材・集成材国際競争力強化・花粉削減総合対策 1 木材処理加工施設 (1) 丸棒加工施設 木材消費量(増加量) 1 m³につき 4 万円 (2) 杭加工施設 木材消費量(増加量) 1 m³につき 4 万円 (3) 木材製材施設 木材消費量(増加量) 1 m³につき 5.5 万円 (4) 集成材加工施設 木材消費量(増加量) 1 m³につき 9 万円 (5) 合・単板加工施設 木材消費量(増加量) 1 m³につき 4 万円 (6) プレカット加工施設 木材の製品出荷量(増加量) 1 m³につき 12 万円 (7) 木材材質高度化施設 木材の製品出荷量(増加量) 1 m³につき 9.5 万円 2 木材集出荷販売施設 木材取扱量(増加量) 1 m³につき 1.5 万円 3 スtock強化 木材取扱量(増加量) 1 m³につき 1.5 万円 ※ 上記の上限事業費の算定に当たっては、事業計画における木材の年間利用量(原木換算)を使用するものとする。(ただし、1 (6) 及び(7)を除く。) 4 特用林産物省エネルギー化施設等整備 (1) 特用林産物生産施設 ア 原木きのこ・・・生産量 1 トンにつき 480 万円 イ 菌床きのこ・・・生産量 1 トンにつき 320 万円 ウ 菌床製造・・・生産量 1 万個につき 920 万円 (2) 特用林産物集出荷・販売施設・・・建築面積 1 m²につき 35 万円 5 木質バイオマスエネルギー転換促進対策 1 施設につき 70,000 万円 6 木造公共建築物等の整備・・・1 施設につき 40,000 万円 7 民間事業者による苗木増産の支援 コンテナ苗生産基盤施設等整備 事業完了翌年度から起算して 3 年目のコンテナ苗生産量(増加量) ・・・増加量 1 千本につき 20 万円 ※ 上記において上限事業費の設定を行わなかった施設等についても、徹底した事業費の低減に努めるものとする。
-------	---

(注) 地域の実情等やむを得ない事由により、上限事業費を超える必要がある場合にあっては、都道府県知事が林野庁長官にその必要性を協議するものとする。

別表 3—1

環境負荷低減チェックシート（林業事業者等向け）

事業実施主体名		提出時期	
記入年月日		申請時（します） ☐	報告時（しました） ☐

	チェック	（１）適正な施肥 ※ 種苗生産を行う場合（該当しない ☐ ）
①	☐	肥料の適正な保管
②	☐	肥料の使用状況等の記録・保存に努める

	チェック	（２）適正な防除 ※ 農薬を使用する場合（該当しない ☐ ）
③	☐	農薬の適正な使用・保管
④	☐	農薬の使用状況等の記録・保存

	チェック	（３）エネルギーの節減
⑤	☐	林業機械や施設の電気・燃料の使用状況の記録・保存に努める
⑥	☐	省エネを意識し、不必要・非効率なエネルギー消費をしないように努める

	チェック	（４）悪臭及び害虫の発生防止 ※ 発生源となる場所で作業する又は発生原因となるものを扱う場合（該当しない ☐ ）
⑦	☐	悪臭・害虫の発生防止・低減に努める

	チェック	（５）廃棄物の発生抑制、適正な循環的な利用及び適正な処分
⑧	☐	廃棄物の削減に努め、適正に処理
⑨	☐	未利用材の有効活用を検討

	チェック	（６）生物多様性への悪影響の防止
⑩	☐	生物多様性に配慮した事業実施（物資調達、施業等）に努める

	チェック	（７）環境関係法令の遵守等
⑪	☐	みどりの食料システム戦略の理解
⑫	☐	関係法令の遵守
⑬	☐	林業機械等の装置・車両の適切な整備と管理の実施に努める
⑭	☐	正しい知識に基づく作業安全に努める

注：（１）、（２）又は（４）の※で示す場合に該当しない場合は、「該当しない」にチェックをすることとし、当該項目の各取組のチェック欄へのチェックは要しない。

別表3—2

環境負荷低減チェックシート（その他民間事業者・自治体等向け）

事業実施主体名		提出時期	
記入年月日		申請時（します） ☐	報告時（しました） ☐

	チェック	（１）エネルギーの節減
①	☐	オフィスや車両・機械等の電気・燃料の使用状況の記録・保存に努める
②	☐	省エネを意識し、不必要・非効率なエネルギー消費をしないこと（照明、空調、ウォームビズ・クールビズ、燃費効率のよい機械の利用等）を検討
③	☐	環境負荷低減に配慮した商品、原料等の調達を検討

	チェック	（２）悪臭及び害虫の発生防止 ※ 発生源となる場所で作業する又は発生原因となるものを扱う場合（該当しない ☐)
④	☐	悪臭・害虫の発生防止・低減に努める

	チェック	（３）廃棄物の発生抑制、適正な循環的な利用及び適正な処分
⑤	☐	プラ等廃棄物の削減に努め、適正に処理
⑥	☐	資源の再利用を検討

	チェック	（４）生物多様性への悪影響の防止
⑦	☐	生物多様性に配慮した事業実施に努める ※ 生物多様性への影響が想定される工事等を実施する場合（該当しない ☐)
⑧	☐	排水処理に係る水質汚濁防止法の遵守 ※ 特定事業場である場合（該当しない ☐)

	チェック	（５）環境関係法令の遵守等
⑨	☐	みどりの食料システム戦略の理解
⑩	☐	関係法令の遵守
⑪	☐	環境配慮の取組方針の策定や研修の実施に努める
⑫	☐	機械等の適切な整備と管理に努める（該当しない ☐)
⑬	☐	正しい知識に基づく作業安全に努める

注：（２）、（４）の⑦若しくは⑧又は（５）の⑫に該当しない場合は、「該当しない」にチェックをすることとし、当該項目の各取組のチェック欄へのチェックは要しない。

別表 4

地域内エコシステム確認シート

対象地域について	対象地域名	例) ○○県○○町○○地区		
	対象地域の概要	人口：○人 素材生産量：○m ³ /年		
地域協議会について	構成員とその所掌	行政：例) ○○町	例) 全体進捗の管理、初期需要の創出	
		例) 森林関係者：○○森林組合	例) 材の安定供給	
		例) 地域産業：○○産業（業種）	例) 新たな熟需要先の検討・創出	
		例) 地域住民：NPO法人○○	例) 新たな熟需要先の検討・ワークショップの開催	
	協議会における主な協議事項	例) ・材の買取価格、供給量、期間について ・熱の供給価格について ・PDCAサイクルの確認		
材の調達について		例) 協議会の構成員となっている○○森林組合から全量を調達		
利益還元について	森林関係者への利益還元	例 1) 材の買取価格を引き上げ 現行○円/m ³ ⇒導入後○円/m ³ 例 2) 本事業により得られる収益を再造林費用に充当 ○円/ha		
	地域住民への利益還元	例) 本事業により新たに○人の雇用を創出		
導入予定先及び導入施設について	導入済施設①	例) ○○小学校	例) 薪ストーブ	例) R○年に既存の灯油ストーブから転換
	導入済施設②	例) ○○公民館	例) 木質バイオマスボイラー	例) R○年に既存の重油ボイラーから転換
	導入予定施設①	例) ○○工場	例) 木質バイオマスボイラー	例) 工場の新設に併せて導入予定
	導入予定施設②	例) ○○森林組合	例) 薪割り機	例) 古品を新規導入予定
低コスト化に向けた取組		例 1) ○○により施設整備費を極力低減。 例 2) ○○により省力化を図り、ランニングコストを低減。		
PDCAサイクルによる検証の仕組み		例 1) 町においてロードマップを作成の上、副町長をトップとする進捗状況を確認する部会を立ち上げ。 例 2) 地域協議会において、複数の部会を設け、各部会ごとに○月に 1 度進捗を確認。進捗が遅れている場合には、有識者からの助言を受け改善計画を策定。		

(注) 記入欄は、適宜加除すること。

(注) 本事業による補助申請対象施設には下線を付すこと

別表 5

「地域活用要件」 確認シート

発電事業者名	〇〇
所在地	〇〇県〇〇市〇〇地区〇〇
FIT認定番号 (認定年月日)	〇〇 (〇〇年〇〇月〇〇日)
発電施設名称	〇〇発電所
発電設備の出力 (kW)	〇〇kW
燃料供給事業者名並びに当該事業者からの供給予定燃料の種類及び量 (t/年)	〇〇事業者 木質チップ (未利用) 〇〇DBt /年 バーク (未利用) 〇〇WBt/年 (水分率〇%で計算) ※交付申請予定の供給事業者・供給施設について記載する
該当する地域活用要件の種類と該当すると判断した理由	例1) 「自家消費型・地域消費型」 (該当理由) ・当該発電設備により発電される電気量の〇〇% (少なくとも30%以上) を自家消費している。 ・産出された熱を〇〇として常時利用する構造を有しており、当該発電設備により発電される電気量の〇〇% (少なくとも10%以上) を自家消費している。 例2) 「地域一体型」 (該当理由) ・〇〇町との〇〇協定において、災害時を含む電気又は熱の〇〇町への供給が位置付けられている。 ・〇〇町が直接出資している。

(注) 記入欄は、適宜加除すること。